



参考資料

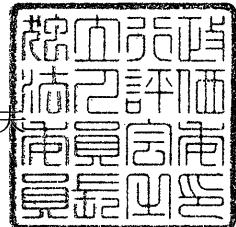
独評発第0817003号
平成19年8月17日

独立行政法人国立病院機構

理事長 矢崎 義雄 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫



独立行政法人国立病院機構の平成18年度の業務実績の評価結果について

標記の評価結果を取りまとめたので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第3項の規定に基づき、別添のとおり通知する。



独立行政法人国立病院機構の平成 18年度の業務実績の評価結果

平成19年8月17日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成18年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立病院機構は、国立病院・療養所（国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除く。）の業務を承継して平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の国立病院機構の業務実績の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）の第3年度（平成18年4月～19年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」に基づき、平成17年度までの業務実績の評価において示した課題等を踏まえるとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

なお、本評価に当たっては、本部からの実績報告とヒアリング等の部会審議に先立って一部の病院（※）の視察も行い、その結果も踏まえつつ評価を行った。

（※）災害医療センター、村山医療センター、松籟荘病院

(2) 平成18年度業務実績全般の評価

国立病院機構は、安全で質の高い医療を効率的に提供していくことが求められている。具体的には、国の医療政策を踏まえつつ患者の目線に立った適切な医療を提供する診療事業、国立病院機構のネットワークを活用した臨床研究事業、質の高い医療従事者を養成する教育研修事業等を安定的な経営基盤を確立しつつ効率的・効果的に運営していくことを目指している。

独立行政法人に移行後3年度目にあたる平成18年度においては、初年度から取り組まれた病院長の裁量・権限の拡大等を通じた業務進行状況の迅速な把握と業務改善への努力が実りつつあるなか、新たに開始したQC活動（病院職員が課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動）が職員の一層の意識改革を促すなど全体としての充実度がより強まったことがうかがえる実績となっている。

特に、積極的な業務運営の効率化と収支改善に向けた取組は、初年度に引き続き3期連続して中期目標に掲げる経常収支に係る目標を全体として達成したことに加え、平成18年度の診療報酬マイナス改定にもかかわらず2期連続で純利益（単年度）を計上するなど特段の実績を上げている。こうした全体としての大きな成果は、理事長のリーダーシップの下に、各病院長をはじめ職員が懸命な経営努力をした結果であると高く評価する。なお、病院の

収支は種々の環境等に左右されるが、今後とも中期目標の期間全体において目標値を達成できるよう努められたい。

また、平成 18 年度においては、救急医療への取組や地域連携クリティカルパス（地域連携パス）を含むクリティカルパスの活用をはじめ、人工呼吸器の機種の標準化への取組や医療安全管理者の専従配置など質の高い医療の提供について着実に実績を上げている。

さらに、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動や EBM の推進に向けた取組が順調に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も大いに実績を上げている。

今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組を期待したい。

なお、国立病院機構の契約に関して、独立行政法人としてより透明性と競争性の高い契約とするべく会計規程等の改正を行い、一般競争入札を原則としたことは評価できる。引き続き、厳正かつ適切な契約を望むものである。

また、障害者雇用の促進について、法定雇用率達成に向けた取組は評価できる。

これらを踏まえると、中期目標の 3 年度目に当たる平成 18 年度の業務実績については、全体としては国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したと評価できるものである。地域の医療機能の分化・連携等我が国の医療提供体制のあり方が大きく進展している現在、全国に 146 病院のネットワークからなる国立病院機構が、我が国の医療政策における役割等も踏まえ、今後ともそのネットワークを活用して積極的に国民医療の向上に貢献していく姿勢を期待したい。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2 のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 診療事業

① 患者の目線に立った医療の提供

患者満足度調査は、各病院がその調査結果を活かして自らの課題を認識しサービスの改善に向けた取組につなげていくことが重要である。診療中の心理的、経済的諸問題などについて相談・支援を行う医療ソーシャルワーカーを平成 18 年度に 46 名増員したことは評価できる。外来患者に対する利便性を考慮した多様な診療時間の設定に対する取組や患者を待たせないようにするための工夫など、今後とも積極的な取組を望み

たい。

セカンドオピニオン制度については、窓口を開設している病院数は昨年度に引き続き増加（平成 15 年度末に比べて 107 カ所の増加）し、利用実績も着実に増加している。また、セカンドオピニオンを担当する医師を養成するための研修会の開催も評価できる。

患者自身が医療の内容を適切に理解し治療の選択ができるよう医療従事者による説明・相談体制の充実や、一部病院における土日外来・助産師外来の実施などの取組は評価できる。患者の目線に立った医療サービスの提供は国民・利用者の求めるものであることから、今後とも更なる努力を期待したい。

② 患者が安心できる医療の提供

医療倫理の確立について、カルテ開示や相談室の設置などプライバシーの配慮体制の整備を進める一方、医療事故発生時の公表基準を策定し、より透明性のある病院運営に努めている。臨床研究や治験を行うすべての病院に倫理審査委員会や治験審査委員会等を設置し、その運用に努力している。

医療安全対策については、国立病院機構における医療安全対策に関する指針の充実を図るとともに、医療事故防止の観点から人工呼吸器の機種や医薬品の標準化、転倒転落防止の取組を進めていることについては高く評価できる。機構病院の医療安全対策の更なる充実と改善に取り組むとともに、我が国の医療安全対策への更なる貢献を望みたい。

救急患者受入数（小児救急患者を含む。）は、平成 15 年度に比べ 14.4 % 増となっており中期目標に掲げる目標値を達成している。また、ドクターへリや防災へリによる患者搬送時の医師同乗や搬送された患者の受け入れにも協力しており、こうした努力は評価できる。医師の確保等が困難な環境にはあるが、今後とも更なる充実を期待したい。

③ 質の高い医療の提供

クリティカルパスの実施件数が昨年度に引き続いて増加し、中期目標に掲げる目標値を大幅に上回る実績をあげている。また、地域の医療機関と一体となった地域連携クリティカルパス（地域連携パス）の実践は評価できる。

EBM の推進に向けた取組については、臨床評価指標の開発、EBM 普及のための研修会の実施、多施設共同臨床研究、電子ジャーナルの配信など、各般にわたり努力している。これらは、国立病院機構のネットワ

一クを活用した取組や成果として高く評価できるものであり、今後とも大きな実績があがることを期待したい。なお、このような活動について、学会やメディアを通じて情報発信することも、国立病院機構の重要な役割である。

重症心身障害児（者）等を受け入れている病院における患者家族のための宿泊室の設置は、平成 15 年度に比べて 22% 増となっており、中期計画に掲げる目標値を上回っている。長期療養者の QOL の向上に向けて、療養介助職を大幅に増員し、また、リスク軽減の観点から、筋ジス・重心・ALS 患者等長期療養患者が装着する人工呼吸器の機種の標準化を進めたことは高く評価できる。

高額医療機器の共同利用数は中期目標に掲げる目標値を大幅に上回るとともに、紹介率・逆紹介率の向上についてもそれぞれ中期計画に掲げる目標値を達成しており、地域連携クリティカルパス（地域連携パス）への取組など地域の医療機関との連携が更に進展している。

心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関について、平成 18 年度中に全国 9 力所（国内病床の 88 %）で運営された。指定入院医療機関を担う機構病院の割合の大きさからも、この分野で重要な政策的役割を担っていることを示している。政策医療の実施は機構の本来使命であり、今後とも積極的な取組を期待したい。

（2）臨床研究事業

EBM のためのエビデンスづくりの推進について、大規模臨床研究体制の構築など、平成 16 年度、平成 17 年度の課題は順調に進展している。平成 18 年度においても新たに課題を選定し積極的に推進している。こうした国立病院機構のネットワークを活用した臨床研究の推進は、高く評価できるものであり、具体的成果を得るには一定の時間を要するが、今後の成果を大いに期待したい。

質の高い治験の推進を目指して、更なる治験コーディネーターの大幅な増員を含め本部及び各病院において実施体制の整備等に特段の努力を行い、中期目標に掲げる治験実施症例数に係る目標値を大幅に上回る成果をあげている。治験に係る受託研究費も大きく増加している。

国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究や治験の推進は、我が国の医療の向上のために貢献が期待される分野であり、日常の診療業務を行いつつも臨床研究や治験に積極的な取組を図るべきである。そのためには、患者の信頼が十分確保されるよう、今後とも、人的資源の投入等事業の成長を図る上で必要な人的・組織的体制の充実を図るなど、

積極的な取組を望みたい。

(3) 教育研修事業

初期臨床研修医の受入数は、平成 15 年度に比べ 52.5 %増加と中期計画に掲げる目標値を大幅に上回ったが、レジデント受入数は臨床研修必修化等の影響もあり平成 15 年度に比べて 10.4%減少している。

初期臨床研修終了後の専門領域の研修制度として、しっかりした枠組みの下で後期臨床研修制度（専修医制度）に先進的に取り組んでおり評価できるが、研修医などにどのように受け止められているかなども具体的に把握しつつ、今後成果をあげることを期待したい。また、レジデンント（いわゆる後期臨床研修医）の受け入れ数の減少に対しては、キャリアパスの構築を行い、より魅力的な体制とする必要がある。

看護教員養成事業の開始や実習指導者講習会の開催、研究休職制度の活用等看護師のキャリアパス制度の充実を図るとともに、平成 18 年度より全病院統一の研修ガイドラインの運用を開始するなど教育研修体制の構築に向けて着実な取組を行っている。

(4) 災害等における活動

災害等における活動については、計画どおりに研修を実施していることに加え、能登半島沖地震時には迅速に医療班を派遣し医療支援を実施した。また、国際緊急援助を含む災害援助に積極的に参加している。国立病院機構の性格からも、今後ともこうした貢献を大いに期待したい。なお、これらの活動を社会に知つてもらうための広報にも力を入れることを期待する。

(5) 効率的な業務運営体制の確立

本部・ブロック組織の役割分担の明確化や効率的な管理組織体制の整備については、既に平成 16 年度から中期計画に掲げる目標等を達成しており、その継続と定着を図っている。内部監査については、昨年度からの 2 年間で全病院に対し実地監査を実施したことは評価できる。監査計画を策定し、昨年度の重点事項の会計処理、個人情報保護法に関する事項に加え、医療安全管理に関しても新たな重点項目として実施した。今後とも各病院の支援、活性化に留意しつつ、監査対象を順次拡大させることを望みたい。

また、臨床研究や治験の推進については、昨年度に引き続き、専門家の増強や本部の支援体制の強化を図るなど、機構全体の治験取扱件数の

増加に寄与していると認められる。

各病院の機能・規模による運営方針に応じた複数副院長制の導入にも取り組んでいるが、今後とも効率性に留意しつつ、病院組織の弾力的構築に取り組むことを期待する。技能職の削減は計画を上回る実績を上げているが、不補充後に業務の質が低下しないよう配慮も求めたい。医療ソーシャルワーカーの配置については、大幅に増員することで、よりきめ細かな対応を行う体制を整えている。今後とも患者の視点に立った相談体制の充実を望みたい。

人事評価制度については、全ての管理職に業績評価を実施し、医長以上の医師には年俸制を導入している。さらに、国に先行して一般職員を含む全職員の人事評価制度の導入についても検討を重ねており、こうした職員の業績評価等への取組は評価できる。なお、業績評価等については、適切かつ効果的に実施し組織の活性化につながることを期待とともに、時期をみて職員の満足度調査の実施も検討されたい。

再編成業務については、計画に沿って着実に実施している。

(6) 業務運営の見直しや効率化による収支改善

① 業務運営コストの節減等

国立病院機構の契約に関して、会計規程等の改正により契約事務の透明化を図り、一般競争入札を原則とともに、随意契約締結状況については公表基準を定めホームページに掲載するなど透明性の確保を行っている。今後とも、医療事業の特性にも配慮して安全性などの質の確保に充分留意しつつ、厳正かつ適切な取組を望みたい。

医薬品の共同入札については、スケールメリットを活かし全国の入札業務を本部で一括して実施するなど、費用の抑制を進めている。さらにより一部のブロックでは医療用消耗品や医療用消耗器材の共同購入にも取り組んでいる。また、在庫の適正化に努めるなど材料費率の抑制も着実に進めている。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しには相当の努力を行っているほか、検査や給食業務のアウトソーシングを推進し、人件費率の抑制を図っている。こうした材料費や人件費等業務運営コストの効率化に併せて、必要な看護師等も配置しつつ診療報酬上の上位基準の取得等を通じて収益を向上させ、これらが相俟って、(7)に記したような大きな収支改善の成果をあげているものと評価する。

さらに、建築整備についても、契約実績に基づく工事費標準単価の作成や落札後の価格交渉などによりコスト削減に努めている。工事の質に

も配慮しつつ更なる努力を期待したい。

一般管理費の節減も既に中期目標を大きく上回る削減を達成しているが、平成 17 年度に比べて更に 7.8 % 減少している。平成 18 年度には新たな試みとして、職員の給与支給明細書への広告掲載を行い、費用の削減に貢献した。こうした試みは、職員の経営に対する意識改革に繋がるものであり評価できる。

今後とも、例えば、QC活動に対する取組に創意工夫を凝らし、より効率的な業務運営に向けた更なる取組を進められたい。

② 医療資源の有効活用

高額医療機器の効率利用や共同利用の促進に努め、共同利用数について中期計画の目標を大幅に上回っていることは大いに評価できる。

地域連携による紹介率の増加、平均在院日数の短縮、診療報酬上の上位基準の取得等にも努力し、着実に成果を上げている。また、結核患者の新退院基準の実施に伴い病床の効率化を進めている。

医療機器整備については、当初の予定を超える速度で長期債務を縮減している一方で、内部資金の活用などにより、整備量については目標値を超える水準で事業が進んでおり高く評価できる。その中で、大型医療機器の共同入札の実施など効率的な設備投資も成果をあげている。

③ 診療事業以外の事業に係る費用の削減等

臨床研究事業については、平成 17 年度と比べて競争的研究費の獲得金額は大幅に増加している。治験関係では受託研究件数、受託研究費とも増加している。今後とも一層の努力と成果を期待する。

教育研修事業については、授業料等の適正化を着実に進めており、中期目標に掲げる収支率の改善を上回っている。なお、当事業については経営面とともに、教育効果等についても十分に配慮すべきである。

④ 財務会計システムの導入等 IT 化の推進

財務会計システムの活用と改善等を通じて、各病院等において会計処理の迅速化や精度の向上に取り組んでいる。その結果、各病院で毎月開催される評価会において、これまで以上に精緻なデータを用いて経営改善の検討を行うなど、様々な成果につなげている。経営改善については、各病院職員の経営参画意識の向上が重要であり更なる取組を期待したい。

また「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」に基づき、

国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおける業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を行ったことは評価できる。平成 19 年度中に業務・システム最適化計画を策定・公表し、具体的に取り組むことを望むものである。

(7) 経営の改善

平成 18 年度の経常収支率が 101.6 %と黒字を達成し、さらに総収支でも純利益を上げているが、これは減価償却費の大幅減が大きく寄与した結果である。しかし、平成 18 年度の診療報酬マイナス改定の中、各病院においては、施設基準の上位取得などの努力もあり、中期計画を通して 3 期連続した黒字を達成したことは高く評価できる。

こうした経営改善は、本部の経営指導もさることながら各病院長をはじめ全職員が懸命な努力をした結果であると高く評価できる。今後の病院建替や医療機器更新への投資を考慮し更なる継続した努力を期待したい。

なお、個別の病院の状況をみると、平成 18 年度においては、平成 17 年度と比較して経常利益が赤字の病院の数が減少し、その赤字病院の経常損失総額も減少していることも、全体として経営改善につながっている。

病院の収支は診療報酬改定等種々の環境等にも左右されるものもあるが、今後とも経営改善に取り組み、中期目標の期間全体において目標値を達成できるよう努められたい。

(8) 固定負債割合の改善

国時代に増え続けていた固定負債を、独立行政法人化後 3 年連続で減少させている。平成 18 年度においては 298 億円を減少させた。建築単価の見直しや、医療機器への適切な投資により、病院の機能維持に必要な整備を行いつつ、固定負債割合を改善させている。こうした取組は、財務状況の改善に寄与するものであり高く評価できる。

(9) その他の業務運営等に関する事項

人事に関する計画に関して、先に記した「療養介助職」の増員のほか、技能職の削減については計画を上回って進展している。

また、かねてより指摘しているところであるが、総人件費改革等の人件費の抑制など、効率化の観点も重要であるが、患者から選ばれる安全で質の高い医療サービスの提供と政策医療の推進、さらには我が国の医

療政策への貢献という国立病院機構に課せられた任務を遂行するためには、医師や看護師をはじめとした有能な医療人材の確保と育成は欠くことができないものであり、健全な経営を支える基盤ともなる。こうした観点から、人材の確保と効率化との両立を目指して総力を挙げて取り組むことを望むものである。

医師確保対策については、国立病院機構でも医師確保に困難を来している病院が多い中で、緊急医師派遣制度を創設し、標欠病院に対して全国から医師を派遣した努力は評価できる。医師確保問題は全国的な問題であるが、今後もシニアフロンティア制度(定年退職予定者が引き続き在職できる制度)など医師派遣に向けた努力を望みたい。

看護師確保対策に関しては、全病院統一の研修ガイドラインの運用開始や副看護師長のポスト増等の具体的な対策に取り組んでいる。今後とも質の高い人材育成に継続的な努力を望みたい。

障害者雇用については、平成 18 年度に業務の委託範囲や業務分担の見直し等を行い、本年 6 月 1 日現在で法定雇用率 2.1 % を達成したことは評価できる。今後も法定雇用率を達成すべく、障害者雇用の促進に向けた努力を望むものである。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 国民の健康に重大な影響のある疾患、国民の医療に対する信頼感を高めることによる医療の質の向上を図ること。 （1）患者の目線に立った医療の提供 （2）分かりやすい環境づくり （3）診療事業	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置 各病院機構は、国民の健康に重大な影響のある疾患、国民の医療に対する信頼感を高めることによる医療の質の向上を図ること。 （1）患者の目線に立った医療の提供 （2）分かりやすい環境づくり （3）診療事業	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置 各病院機構は、国民の健康に重大な影響のある疾患、国民の医療に対する信頼感を高めることによる医療の質の向上を図ること。 （1）患者の目線に立った医療の提供 （2）分かりやすい環境づくり （3）診療事業	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置 各病院は、国民の健康に重大な影響のある疾患、国民の医療に対する信頼感を高めることによる医療の質の向上を図ること。 （1）患者の目線に立った医療の提供 （2）分かりやすい環境づくり （3）診療事業	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置 各病院は、国民の健康に重大な影響のある疾患、国民の医療に対する信頼感を高めることによる医療の質の向上を図ること。 （1）患者の目線に立った医療の提供 （2）分かりやすい環境づくり （3）診療事業
1 診療事業 1 分かりやすい説明と相談 （1）患者の目線に立った医療の提供 （2）分かりやすい環境づくり （3）診療事業	1 診療事業 1 分かりやすい説明と相談 （1）患者の目線に立った医療の提供 （2）分かりやすい環境づくり （3）診療事業	1 診療事業 1 分かりやすい説明と相談 （1）患者の目線に立った医療の提供 （2）分かりやすい環境づくり （3）診療事業	1 診療事業 1 分かりやすい説明と相談 （1）患者の目線に立った医療の提供 （2）分かりやすい環境づくり （3）診療事業	1 診療事業 1 分かりやすい説明と相談 （1）患者の目線に立った医療の提供 （2）分かりやすい環境づくり （3）診療事業

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績			
② セカンドオピニオン制度の実施		② カントビニオン制度の実施		② セカンドオピニオン制度の実施		② セカンドオピニオン制度の実施			
国立病院機構において、患者が主治医以外の専門医のアドバイスを求めた場合に適切に対応できるようなセカンドオピニオン制度を導入し、中期目標の期間中に、全国で受け入れ、対応できる体制を整備する。		セカンドオピニオン制度は、相談しやすい環境(専門医による検討を行った場合)を整備するためセカンドオピニオンを実現するためのセカンドオピニオンを希望する患者が他院を受診するための情報提供書の作成を行なうなどセカンドオピニオンの推進を行った。		1. 患者のためのセカンドオピニオン制度を推進するためセカンドオピニオンの環境整備に努めており、セカンドオピニオン希望者を受け入れるためのセカンドオピニオン窓口を設置や、セカンドオピニオンを希望する患者が他院を受診するための情報提供書の作成を行なうなどセカンドオピニオンの推進を行った。		1. セカンドオピニオン窓口設置病院数 (1) 114病院(平成17年度89病院)			
セカンドオピニオン制度は、相談しやすい環境(専門医による検討を行った場合)を整備するためセカンドオピニオンを実現するためのセカンドオピニオンを希望する患者が他院を受診するための情報提供書の作成を行なうなどセカンドオピニオンの推進を行った。		2. セカンドオピニオン研修会の実施について セカンドオピニオンを担当する医師を養成するための研修会を開催した。診療分野ごとのセカンドオピニオン提供の状況や患者の立場からみたセカンドオピニオンに関する研修会		2. セカンドオピニオン研修会の実施について セカンドオピニオン窓口を担当する医師を養成するための研修会を開催した。診療分野ごとのセカンドオピニオン提供の状況や患者の立場からみたセカンドオピニオンに関する研修会		【説明資料】 資料4:セカンドオピニオン窓口開設病院の推移及び料金体系〔19頁〕 資料5:セカンドオピニオンに関する研修会〔21頁〕			
③ 患者の価値観の尊重		③ 患者の価値観の尊重		③ 患者の価値観の尊重		③ 患者の価値観の尊重			
患者満足度調査を毎年実施し、その結果を踏まえて患者の利便性に考慮した多様な診療時間の設定や待ち時間対策などをサービス改善等を進めている。特に、患者満足度調査の結果、調査項目全体会員の評価結果について平均値以下の評価の病院については、サービス内容を具体的に見直し、平均値以上の評価を受けられるよう改善を図る。		これまでに実施した患者満足度調査結果を参考して必要なサービスの改善等を進めている。特に手術部位の選択によるよいう点を推進する。また、各病院におけるサービス改善等を経年的にとらえて、平成18年度に実施する。		1. 患者の価値観を尊重するためには、個々の診療場面においてインフォームド・コンセントに基づいた治療計画を進める必要があることから、インフォームド・コンセントやインフォームド・コンセント・マニュアルの作成・見直しなどを行なった。それらの結果として、患者満足度調査における複数の治療法の説明に関する項目においても満足度が向上している。		1. インフォームド・コンセント推進への取組み 患者の価値観を反映していくことができるよう、全ての病院において医療相談窓口を設置するため、医療ソーシャルワーカーの大幅な増員(128人→174人)を行なった。			
院内助産所・助産師外来の開設		【院内助産所・助産師外来の開設】 平成17年度末 院内助産所 0病院、助産師外来 6病院 → 平成18年度末 院内助産所 (4病院) 1病院、助産師外来 10病院 (10病院) 括弧書きは設置に向けて準備・検討中の病院数		2. 全病院での医療相談窓口の設置(専属) 患者の価値観や診療への要望等をきめ細かく聴取し病院運営に反映していくことができるよう、全ての病院において医療相談窓口を設置するため、医療ソーシャルワーカーの大幅な増員(128人→174人)を行なった。		2. 全病院での医療相談窓口の設置(専属) 患者の価値観や診療への要望等をきめ細かく聴取し病院運営に反映していくことができるよう、全ての病院において医療相談窓口を設置するため、医療ソーシャルワーカーの大幅な増員(128人→174人)を行なった。		3. 平成18年度患者満足度調査の概要 中期計画に掲げられている重要事項である「多様な診療時間の設定」「待ち時間対策」に関しては、平成16年度平均値を上回る満足度が得られた病院数が増加した。	
院内助産所・助産師外来の開設		【院内助産所・助産師外来の開設】 平成17年度末 院内助産所 0病院、助産師外来 6病院 → 平成18年度末 院内助産所 (4病院) 1病院、助産師外来 10病院 (10病院) 括弧書きは設置に向けて準備・検討中の病院数		4. 院内助産所・助産師外来の開設		5. 診療内容がわかる明細書の発行 平成18年度の診療報酬改定に伴い、患者から求めがあった場合は、個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書書類が発行されることがでます。また、多くの病院が開設に応じて院内助産所や助産師外来の開設を推進した。また、多くの病院が開設に応じて明細書の発行が可能である旨の表示を行なうこととした。患者の希望に応じて明細書の発行が可能である旨の表示を行なうこととした。		5. 診療内容がわかる明細書の発行 平成18年度の診療報酬改定に伴い、患者から求めがあった場合は、個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書書類が発行されることがでます。また、多くの病院が開設に応じて院内助産所や助産師外来の開設を推進した。また、多くの病院が開設に応じて明細書の発行が可能である旨の表示を行なうこととした。	

平成18年度の業務の実績			
中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度
			<p>6. 患者満足度を向上させるための各病院の取組み</p> <p>(1) 多様な診療時間の設定に関する具体的な取組み例 各病院では、患者の利便性に考慮した多様な診療時間を設定し、受診しやすい体制となるよう地域の医療ニーズや自らの診療機能や診療体制等を踏まえて下記の様な様々な取組みを行っている。 ・近隣の特別養護老人ホーム等の施設から曜日や時間帯のアシートをとり、利用しやすい時間に施設入所者向外外来を開始した。 ・地域医療連携として、MR.I検査を20時まで予約枠を設定し検査を受け入れている。 ・社会人や就学児童が受診しやすいように夕方に診察時間を設定している。 ・糖尿病外来、禁煙外来等の専門外来を午後からの診察時間としている。 ・また、大型連休期間中においても、より利便性の高い患者サービスを提供していく観点から、救急医療患者の積極的受入れや、平常時に準じた手術の実施体制を整えるなど4病院で必要な医療サービスを提供できるようにした。</p> <p>【土日外来の実施】 平成17年度 16病院 → 平成18年度 19病院</p> <p>(2) 待ち時間対策に関する具体的な取組み例 診療科の特徴により外来患者数が少なく待ち時間が短い病院を除く全ての病院で、外来診療の予約制を導入している。また、一部の病院では患者の利便性を考慮してインターネットでも予約を受け付けている。また、定期的に待ち時間調査を行うことなどにより、時間当たりの予約人数の調整を行うなど、予約患者を待たせないようにするために工夫を行っている。 更に、待ち時間が発生してしまう場合でも、出来るだけ長く感じさせないようにするために下記のような取組みを行っている。 ・看護師等による患者への声かけや状況説明を積極的に行う。 ・テレビ・雑誌等の閲覧コーナーを設置する。 ・待ち時間の目安となるよう現在診察中の患者の受付番号を掲示している。 ・ホケベルやPHSの貸し出しにより待ち時間中の行動範囲の制限を緩和する。</p> <p>【説明資料】 資料 6: 患者の価値観の尊重 [23 頁]</p>

中 期 目 標		平成 18 年 度 計 画			平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績								
(2) 患者が安心できる医療の提供 患者が安心して医療を受けることができるよう、国立病院機構における医療倫理の確立を図ることも、医療安全対策の充実に貢献するために、地域医療・小児救急等に積極的に取り組み、平成15年度に比し、中期目標期間中に、救急患者及び小児救急患者の受入数について10%の増加すること。		(2) 患者が安心できる医療の提供 ① 医療倫理の確立			(2) 患者が安心できる医療の提供 ① 医療倫理の確立								
<p>(2) 患者が安心できる医療の提供 ① 医療倫理の確立</p> <p>各病院は、患者のプライバシーへの配慮に関する各病院の取組み</p> <p>各病院で個人情報保護法に関する研修や外部講師を招いた講習会の実施、個人情報の利用目的等についての院内掲示、個人情報保護法に係る各種規定の作成等により院内における個人情報保護のための体制を整備している。</p> <p>また、引き続き、患者のプライバシーへの配慮するたる個室化を進めている他</p> <p>・将来保育室に衝立を設置し、採血の様子を他の患者に見られないようにする</p> <p>・実習生等に記載している氏名をシール形式とし、他の患者等の目につけることによる使用する段階でそれを剥がすことにより点滴ボトルから患者の氏名がわからなくなる</p> <p>などの取組みを行った結果、平成18年度の「プライバシーへの配慮」に係る入院患者の患者満足度調査の結果は平成17年度を上回る満足度を得ている。</p>		<p>(2) 患者が安心できる医療の提供 ① 医療倫理の確立</p> <p>各病院は、患者のプライバシーへの配慮の観点から個人情報を保護のための体制を整備するとともに、情報の開示を行うなど情報保護のための体制を組むとともに、カルテの開示を行うなど積極的に取り組む。また、臨床研究において重要な情報の漏洩を防ぐために、各病院関係の職員は、倫理委員会を設置するすべての病院に倫理委員会を、治験研究を実施する病院に倫理委員会を、すべての臨床研究、治験について厚生労働省が定める倫理指針（平成15年厚生労働省告示第255号）を遵守して実施する。なお、小規模病院については、その負担の軽減のため、合同開催等により倫理委員会を行うこととする。</p> <p>各病院の倫理委員会の組織・運営状況を把握し、その改善に努めるとともに、倫理委員会の指摘事項をその医療に適切に反映させることに努める。</p>	<p>(2) 患者が安心できる医療の提供 ② 医療倫理の確立</p> <p>各病院は、患者のプライバシー保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 【相談窓口の個室化】 平成17年度 12病院 → 平成18年度 123病院 【医療事故発生時の公表基準の策定】 平成18年度に開催した「国立病院機構における医療安全対策に関する検討委員会」での議論を踏まえ、病院運営の透明性を高め、社会的信頼をより一層獲得していくとともに、我が国全体の医療安全対策にも貢献していく観点から、明らかに医療機関は各病院による個別の公表を行い、それ以外のケースは、国立病院機構全体の包括的な事故の公表を行うことを内容とする医療事故公表基準を定めた。 <p>3. 適切なルート開示</p> <p>各病院は、厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」に基づき、カルテの開示請求があつた場合には適切に開示を行っている。平成18年度においては、743件の開示請求に対し、開示するところが治療の妨げにならないと医師が判断したケースを除き、100%の開示を行った。</p> <p>4. 臨床研究、治験に係る倫理の遵守</p> <p>(1) 臨床研究</p> <p>① 倫理審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 【倫理審査委員会において行った倫理審査委員会の審議内容等について】 平成18年度に開催した「国立病院機構における医療安全対策に関する検討委員会」の開示するなど外部に公開することとした。 <p>② 中央倫理審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 【中央倫理審査委員会】 平成17年度に引き続き、本部が主導して行う臨床研究等の研究課題を中心とした倫理審査を行った。 	<p>(2) 患者が安心できる医療の提供 ② 医療倫理の確立</p> <p>各病院における治験審査委員会の設置病院数</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>各病院における治験審査委員会の設置病院数 141病院 (17年度140病院 対17' : 1病院増加)</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>治験審査委員会開催 956回 (17年度750回 対17' : 206回増加)</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>治験等審査件数 9,988件 (17年度9,241件 対17' : 747件増加)</td> </tr> </table> <p>【説明資料】 7: 患者のプライバシー保護 [31頁] 8: 国立病院機構医療事故公表指針 [36頁] 9: 倫理審査委員会設置数、開催回数及び審査件数の状況 [39頁]</p>				ア	各病院における治験審査委員会の設置病院数 141病院 (17年度140病院 対17' : 1病院増加)	イ	治験審査委員会開催 956回 (17年度750回 対17' : 206回増加)	ウ	治験等審査件数 9,988件 (17年度9,241件 対17' : 747件増加)
ア	各病院における治験審査委員会の設置病院数 141病院 (17年度140病院 対17' : 1病院増加)												
イ	治験審査委員会開催 956回 (17年度750回 対17' : 206回増加)												
ウ	治験等審査件数 9,988件 (17年度9,241件 対17' : 747件増加)												

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 繖	
5.	國立病院機構使用医薬品の標準化				
	医薬品並びに医薬品管理の経済を図り、ひいては医療安全に資するため、國立病院機構1.4.6病院で使用している医薬品について標準化を行った。また、平成17年度に標準的医薬品検討会を開催し、循環器用薬剤、抗生物質等の1.0.4.0.1品目について、標準化品目を7、5.8品目を追加して、標準化を進めたところである。平成18年度はこの一覧を各病院へ周知し医薬品の共同購入を行い、病院における標準化を更に進めた。そして更に、病院における標準化を念頭に検討を行った。				
6.	医療安全対策のための研究活動等の推進				
(1)	共同臨床指定研究の活用				
	國立病院機構における医療事故の発生状況を踏まえ、平成18年度については転倒落をテーマに、國立病院機構の病院ネットワークを活用した大規模研究を行った。本研究には、1.4.5病院が設置し、過去1年において新規に入院した70歳以上の高齢者を対象に、「転倒事象を起した患者（症例群）」と「同様の転倒事象を行った患者（対照群）」と「同様の転倒事象を行った患者（症例群）」を元に調査を行うことで、高齢者の入院中の転倒・転落発生のリスクについて分析を行った。				
	解析の結果、入院時の認知機能の有無、尿カテーテル留置、おおよびマイナートランキライザー（睡眠剤・安定剤など）の内服による症例群と対照群との間に有意な差異を認めることができた。				
	本研究により、転倒・転落を起しやすい患者の状態や時間帯を明確に把握するため、患者に対するリスクアセスメントスコアの実施や看護師の強化、患者・家族教育の徹底、排泄サイクルの把握と適切な誘導の必要性等について各病院に周知するなど、転倒・転落事故防止に向けた取組みを進めている。				
(2)	医療安全をテーマとしたQC（Quality Control）活動奨励表彰				
	各病院において成績のあった取組みを国立病院機構全体で共有し、様々な活動に取組むためのモチベーションを高めていくためにQC活動奨励表彰制度を創設した。医療安全をテーマとした月の表彰では、TQM（total quality management）手法を用いた手術室における体内異物存続時間の短縮や、ヒアリハット報告が0件になるなどの効果ができた取組みについて月間最優秀賞として表彰した。				
	また、受賞事例を含む応募のあった取組みについては、國立病院機構の機関誌、國立病院機構総合情報ネットワークシステム（HOSPnet）の掲示板に掲載し各病院に紹介することにより、同様の取組みを全国に広げることで医療安全対策の充実を図った。				
7.	院内感染防止体制の強化				
	院内感染対策として、全ての病院において院内感染防止対策委員会等を開催し、MRSA、ノロウイルス、緑膿菌等の院内サーキュレーションを実施しているとともに、医師・看護師の他薬剤師や事務担当者等で構成される院内感染防止体制の強化を図った。				
	【ICT設置病院数】				
	平成17年度 117病院 → 平成18年度 129病院				
	【感染管理認定看護師配置状況】				
	平成17年度 56病院 → 平成18年度 68病院				
	【説明資料】				
	資料10：國立病院機構における医療安全対策に関する検討委員会報告書（概要）〔41頁〕				
	資料11：医療安全管理体制〔53頁〕				
	資料12：批大医療安全管理委員会〔55頁〕				
	資料13：医療安全管理対策に係る研修〔58頁〕				
	資料14：人工呼吸器の標準化について〔62頁〕				
	資料15：標準的医薬品検討委員会報告書について〔72頁〕				
	資料16：國立病院機構における入院中の転倒・転落事象及びこれらに伴う有害事象に関する要因の分析研究（研究計画書）〔82頁〕				
	資料17：國立病院機構における入院中の転倒・転落事象及びこれらに伴う有害事象に関する要因の分析研究（結果の解説）〔89頁〕				
	資料18：医療安全をテーマとしたQC活動奨励表彰〔93頁〕				

中 期 目 標				中 期 計 画				平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績			
								平 成 1 8 年 度 計 画			
<p>③ 救急医療・小児救急等の充実</p> <p>地域住民と地域医療に貢献するため、救急医療・小児救急等に積極的に取り組むこととし、平成1.5年度に比し、中期目標の期間中に、救急患者及び小児救急患者の受入数について1.0%以上(※)の増加を目指す。</p>				<p>③ 救急医療・小児救急等の充実</p> <p>地域住民と地域医療に貢献するため、救急医療・小児救急等に積極的に取り組むこととし、引き続き患者の急患者及び小児救急患者の受入数増を目指す。</p>				<p>③ 救急医療・小児救急等の充実</p> <p>1. 救急・小児救急患者の受入数増 救急患者の受入数については、634,470件（うち小児救急患者数は197,663件）となつており、平成1.5年度に比して14.4%増と中期計画の数値目標を達成した。</p> <p>2. 地域のニーズに応じた救急医療体制の強化</p> <p>(1) 救急医療体制の強化 地域のニーズ等を踏まえても、平成1.8年度には、南和歌山医療センターにおいて新たに救命救急センターを設置するなど、三次救急への取組みも充実させており、地域の救急医療体制強化についている。一方で地域の小児救急輸送に参加している病院は昨年と同じく40病院に達するなど引き続き体制強化を行っているところである。</p> <p>(2) 地域の救急医療体制への協力 自治体等が主導して地域全体で救急医療・小児救急医療体制を構築している地域において、国立病院機構の病院から、市町村や地域医師会が運営する休日・夜間の小児急患センターに対して医師を派遣するなど、地域の医療ニーズに応えた重要な役割を果たしている。</p> <p>(3) ドクターへり、防災へりによる診療状況 長崎医療センターでは、従来より自治体の防災へりによる患者搬送の受入れを行つて来たが、平成1.8年1.2月からは病院に駐在する県のドクターへりによる医療を行い、救急車による搬送が困難な地域への医療提供を担っている。</p> <p>移動回数（平成1.8年1.2月～1.9年3月）：131回 病院側の診療体制：医師5名、看護師6名のフライチームを組み診療を実施している。</p> <p>また、水戸医療センター、災害医療センター、南和歌山医療センター、岡山医療センターにおいても自治体の所有する防災へり等のヘリコプターによる患者搬送時の医師同乗や搬送された患者の受け入れを行つている。</p>			
<p>※ 平成1.5年度実績 年間延べ救急患者数 5,54,504件 うち年間延べ小児救急患者数 1,63,355件</p>								<p>【説明資料】 資料19：救急医療・小児救急医療の充実〔96頁〕</p>			

評価の視点	自己評定	S	A
・患者との信頼関係を醸成させるため各病院が、カルテの開示及び患者とのプライバシーの保護について適切に取り組んでいるか。	（医療倫理の確立） ・医療倫理が定める倫理学会研究に関する倫理指針などに準じ国公立病院機構内で行われる倫理審査委員会の審議内容等について外部公開することとした。また、17年度に比べ、倫理審査委員会を3施設において新たに設置するなどとともに、倫理審査委員会及び審査件数が増加し、料理性・倫理性が全面的に増加し、報告件数が253件（平成15年厚生労働省告示253号）を遵守して実施している。	評定	
・臨床研究を実施するすべての病院に倫理委員会を、治験を実施するすべての病院に治験審査委員会を設置するなど、すべての臨床研究に倫理審査者が定められた（平成15年厚生労働省告示253号）を遵守して実施しているか。	（医療安全対策の充実） ・日本医療機関評価機関が行う医療事故情報収集等事業により一層積極的に協力していく観点から、各病院に改めて指導を行っていることにより、報告件数が平成17年度と比較して大幅に増加した（17年335件→1458件）。	評定	
・各病院が倫理委員会等の指摘事項をその医療に適切に反映させるために努めているか。	（医療安全対策の充実） ・国立病院機構における医療安全対策を一層推進していくため、検討委員会による検討を行い、次の点について、平成19年4月から実施していくこととした。 ①各病院が医療事故情報収集等事業へより積極的に報告することができる体制にするために、本部への報告範囲や報告様式を統一した。 ②病院運営の透明性を高め、社会的信頼をより一層獲得していくため、明確な誤謬により患者が死亡した場合は病院別公表表、それ以外は、機構全体で公表する等を統一し、患者影響レベルと一事に、 ③国立病院機構内で用いる患者影響レベルを統一し、患者影響レベルと一事に、 ④事故例を対応させた分析が可能となるようにした。 ⑤国立病院機構全体で取り組むべき課題に対する方策の立案等を議論するため、「中央医療安全管理委員会」を設立することとした。 ⑥医療事故を警察に届け出る場合の院内手続きを明確化した。	評定	
・各病院がリスク管理を推進しているか。	（医療安全対策の充実） ・各病院が院内感染対策に積極的に取り組んでいるか。	評定	
・各病院が新たな医療事故報告制度や医薬品等安全情報の報告を適切に実施し、我が国全体の医療安全対策の推進に貢献しているか。	（医療安全対策の充実） ・地域において必要とされる救急医療・小児救急に貢献しているか。	評定	
・救急患者・小児救急患者の受け入れ数について、中期計画に掲げた目標値の達成に向けて取組み、着実に進展しているか。	（医療安全対策の充実） ・転倒・転落に向けた標準化された大規模研究を実施した。145病院の参加の元、160人のデータを収集し、転倒・転落に係るリスクについての分析を行い、これらの患者へのきめ細かな転倒・転落予防策を明確にするとともに、これからの実施教育・排泄サイクルの把握と誘導の必要性等について各病院に周知し、転倒・転落事故防止に向けた取組みを進めていることとした。	評定	
・救急患者（小児救急患者含む）の受入数については、平成15年度に比して14・4%増となっており、2年連続して中期計画に掲げる目標値をすでに達成した。	（救急医療の充実） ・新たに南和歌山医療センターに救命救急センターを設置するなど、三次救急への取組みも充実させており、都道府県等の救急医療体制強化に大きく貢献した。	評定	
・自治体や地域医師会が運営している休日・夜間診療所に対する医師を派遣するなど、地域のニーズに応じて重要な役割を果たしている。			

中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画			平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績		
② EBMの推進		② EBMの推進			② EBMの推進		
<p>② EBMの推進</p> <p>国立病院機構のネットワークを基づく医療(Evidence Based Medicine)に基づき、「EBM」という。)を実践するため、中期目標の期間中に、臨床評価指標の開発やEBMの作成を目指す。中期目標の期間中に、臨床評価指標データベースの作成を目指す。</p>	<p>② EBMの推進</p> <p>臨床評価指標の測定を実施するとともに、国を活用して、臨床評価指標のネットワークを構築のネットワークを実現するため、臨床評価指標の分析と検討を行ない、臨床評価指標の改善に努める。また、罹患率の高い特定の数疾患における入院患者の診療プロセスについて、当該疾患の過半数で比較可能なデータの収集を開始する。</p>	<p>② EBMの推進</p> <p>臨床評価指標の開発及び公表を実施するため、各政策医療分野や治験・臨床研究推進のための研修会、EBM実践法に関する研修会を行った。合計3,107名が参加し、EBMの更なる普及に尽力した。</p>	<p>② EBMの推進</p> <p>1. 臨床評価指標の開発及び公表 平成16年度より各病院で臨床評価指標について測定を行つたが、内容の妥当性や改善可能性などの問題が上がつてきただことから、平成18年度にこれまでの結果を踏まえた改悪を行つた。新規指標の実施可能な指標について普遍的に見られる疾患について、①現行の政策医療分野において調査を行つた。 新たな臨床評価指標については、①現行の政策医療分野を対象として、②入院患者を対象として、新規指標の実施可能な指標について、③計測可能性、改善可能性を重視した項目を26項目を設定した。 平成19年度からは新たな指標により平成18年度実績を計測し、その結果を8月頃に公表する予定である。 複数の病院において、医療プロセスを含めた臨床評価指標を計測し、公表する試みは日本ではあまり例が無く、この取り組みにより病院における一般的な医療の質向上へ繋がる一方を提示することが考えている。</p>	<p>② EBM普及のための研修会の開催</p> <p>エビデンスに基づいた医療を提供するため、各政策医療分野や治験・臨床研究推進のための研修会、EBM実践法に関する研修会を行つた。合計3,107名が参加し、EBMの更なる普及に尽力した。</p>	<p>② EBM普及のための研修会の開催</p> <p>エビデンスに基づいた医療を提供するため、各政策医療分野や治験・臨床研究推進のための研修会、EBM実践法に関する研修会を行つた。合計3,107名が参加し、EBMの更なる普及に尽力した。</p>	<p>② EBM普及のための研修会の開催</p> <p>エビデンスに基づいた医療を提供するため、各政策医療分野や治験・臨床研究推進のための研修会、EBM実践法に関する研修会を行つた。合計3,107名が参加し、EBMの更なる普及に尽力した。</p>	<p>【説明資料】</p> <p>資料22：臨床評価指標項目一覧〔103頁〕</p>

中期目標		中期計画	平成18年度計画	平成18年度実績	③長期療養者のQOLの向上等
長期療養者に関するQOLの向上等	③長期療養者のQOLの向上等				③長期療養者のQOLの向上等
各病院は、引き続き長期療養者は、そのQOL（生活の質）の向上を目指し、すべての病院において面談室を設置するとともに、ボランティアの積極的な受入や協働等に努める。また、重症心身障害児（者）、進行性筋ジストロフィー児（者）を受け入れている81病院については、患者家族の宿泊室を設置している病院数を、地方公共団体、関係団体等の協力も得て、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、10%以上の増加（※）を目指す。	各病院は、引き続き长期療養者は、そのQOL（生活の質）の向上を目指し、必要な面談室が設置できており、残る2病院については、病棟集約などによる一時的な廃止である。（1）面談室の設置（2）ボランティアの積極的な受入れの施設を行っていただいている病院は133病院に上り、重心患者等の日常生活援助、遊び相手、おむつたみや行事の支援等を行っており、長期療養者のQOL向上の一助を担っている。	1. 面談室の設置及びボランティアの受入れ状況	1. 面談室の設置	1. 面談室の設置	1. 面談室の設置及びボランティアの受入れ状況
（※）平成15年度実績 54病院に設置	（※）平成15年度実績 54病院に設置	2. 患者家族の宿泊室の設置	2. 重症心身障害児（者）、進行性筋ジストロフィー児（者）を受け入れている81病院のうち、患者家族の宿泊室を設置している病院は66病院となっており、平成15年度に比して22%増と大幅に増加している。	2. 患者家族の宿泊室の設置	2. 重症心身障害児（者）、進行性筋ジストロフィー児（者）を受け入れている81病院のうち、患者家族の宿泊室を設置している病院は66病院となっており、平成15年度に比して22%増と大幅に増加している。
（※）平成15年度実績 54病院に設置	（※）平成15年度実績 54病院に設置	3. 重症心身障害児（者）の在宅療養支援	3. 重症心身障害児（者）の在宅療養支援	3. 重症心身障害児（者）の在宅療養支援	3. 重症心身障害児（者）の在宅療養支援
（※）平成15年度実績 54病院に設置	（※）平成15年度実績 54病院に設置	4. 傷害者自立支援法施行に伴う患者個別の療養介護計画作成	4. 傷害者自立支援法施行に伴う患者個別の療養介護計画作成	4. 傷害者自立支援法施行に伴う患者個別の療養介護計画作成	4. 傷害者自立支援法施行に伴う患者個別の療養介護計画作成
（※）平成15年度実績 54病院に設置	（※）平成15年度実績 54病院に設置	5. 傷害者自立支援法施行に伴う介護サービス提供体制の強化	5. 傷害者自立支援法施行に伴う介護サービス提供体制の強化	5. 傷害者自立支援法施行に伴う介護サービス提供体制の強化	5. 傷害者自立支援法施行に伴う介護サービス提供体制の強化
（※）平成15年度実績 54病院に設置	（※）平成15年度実績 54病院に設置	6. 長期療養患者のQOL向上のための具体的取組み	6. 長期療養患者のQOL向上のための具体的取組み	6. 長期療養患者のQOL向上のための具体的取組み	6. 長期療養患者のQOL向上のための具体的取組み
		（1）医療ソーシャルワーカー（MSW）の配置（單掲）	（1）医療ソーシャルワーカー（MSW）の配置（單掲）	（1）医療ソーシャルワーカー（MSW）の配置（單掲）	（1）医療ソーシャルワーカー（MSW）の配置（單掲）
		（2）長期療養に伴い患者・家族に生じる心理的・経済的・社会的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるように対する「療養介助職」を171人増員し、QOLの基本である日常生活のケアにに関する介助サービスの提供体制を強化した。	（2）長期療養に伴い患者・家族に生じる心理的・経済的・社会的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるように対する「療養介助職」を171人増員し、QOLの基準についても2か所の病院で実施している。	（2）長期療養に伴い患者・家族に生じる心理的・経済的・社会的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるように対する「療養介助職」を171人増員し、QOLの基準についても2か所の病院で実施している。	（2）長期療養に伴い患者・家族に生じる心理的・経済的・社会的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるように対する「療養介助職」を171人増員し、QOLの基準についても2か所の病院で実施している。
		【療養介助職配置数】平成17年度 24病院	【療養介助職配置数】平成17年度 24病院	【療養介助職配置数】平成17年度 24病院	【療養介助職配置数】平成17年度 24病院
		・国立病院機構146病院中：平成17年度 79病院 128名 → 平成18年度 93病院 174名	・国立病院機構146病院中：平成17年度 79病院 128名 → 平成18年度 93病院 174名	・国立病院機構146病院中：平成17年度 79病院 128名 → 平成18年度 93病院 174名	・国立病院機構146病院中：平成17年度 79病院 128名 → 平成18年度 93病院 174名
		・重心、筋ジスを受け入れている81病院中：平成17年度 38病院 59名 → 平成18年度 49病院 79名	・重心、筋ジスを受け入れている81病院中：平成17年度 38病院 59名 → 平成18年度 49病院 79名	・重心、筋ジスを受け入れている81病院中：平成17年度 38病院 59名 → 平成18年度 49病院 79名	・重心、筋ジスを受け入れている81病院中：平成17年度 38病院 59名 → 平成18年度 49病院 79名

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>④ 病診連携等の推進</p> <p>④ 病診連携等の推進</p> <p>7. 長期療養患者のQOLを維持・向上させるための人工呼吸器の標準化（再掲）</p> <p>筋ジス・重心・ALS患者等長期療養患者が人工呼吸器を装着しても、より快適に療養生活を送ることができるよう、使用されていくる74機種まで絞り込む作業を行った。今後は機器の更新などを捉え、当該6機種の人工呼吸器への標準化を進めていくこととした。</p> <p>【説明資料】</p> <p>資料23：長期療養者のQOLの向上等〔105頁〕</p> <p>資料24：重症心身障害児(者)通園事業の推進〔107頁〕</p> <p>資料25：療養介助職の配置による効果〔109頁〕</p> <p>資料26：長期療養者のQOLの向上に向けた具体的な取組み〔116頁〕</p>	<p>④ 病診連携等の推進</p> <p>1. 高額医療機器の共同利用状況</p> <p>1.5年度に比して約65.2%増と大幅に増加しており、中期計画の数値目標を大幅に上回った。</p> <p>2. 紹介率と逆紹介率の上昇</p> <p>各病院平均の紹介率は47.4%、平成15年度に比して10.6ポイント増となつており、それぞれ中期計画の数値目標を達成した。</p> <p>3. 地域医療連携室の取組み</p> <p>地域医療連携室においては、すべての病院ににおいて設置されている。具体的な取組みとして、広報誌の発行、紹介患者の受付、公開講座の実施、連携病院への訪問、近隣医療機関のリーフレット作成、地域医療センターへの連携等を推進しているところである。</p> <p>4. 地域医療支援病院の増加</p> <p>地域医療連携室においては、すべての病院ににおいて設置されている。具体的な取組みとして、広報誌の発行、紹介患者の受付、公開講座の実施、連携病院への訪問、近隣医療機関のリーフレット作成、地域医療センターへの連携等を推進しているところである。</p> <p>5. 地域連携クリティカルバス（地域連携バス）への取組み（再掲）</p> <p>平成18年度中に、新たに5病院（水戸医療センター、和歌山医療センター、福山医療センター、嬉野医療センター、別府医療センター）が地域医療支援病院の指定を受けたことにより、合計14病院が地域医療支援病院としての役割を担うことになった。</p> <p>病院から在宅医療まで一貫した地域連携による医療の実践するため、また病診連携を推進するために地域の医療機関と共同して地域連携クリティカルバスを作成し、そのベースに基づいた連携医療の実践を進めた。</p> <p>地域連携バスによる医療を実践した病院は25病院あり、大腿骨頸部骨折、脳血管障害等を対象としたバスを実践した。</p> <p>【説明資料】</p> <p>資料27：病診連携等の推進〔121頁〕</p> <p>資料28：地域医療支援病院一覧〔123頁〕</p>	<p>1. 地域の医療機関との連携を図り、地域において的確な役割を担うため、すべての病院において地域医療連携室を設置するとともに、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、MR1等の高額医療機器（※1）の共同利用数について40%以上の増加（※2）を目指す。</p> <p>また、同様に、紹介率と逆紹介率について各々5%以上引き上げる（※3）ことに努める。</p> <p>（※1）CT（コンピュータ断層撮影装置）、MR1（磁気共鳴診断装置）、シンチグラフィー、SPECT（シンクルフルオトンエミッショント装置）</p> <p>（※2）平成15年度実績 総件数 2,828件 ※3 平成15年度実績 紹介率 3.6% 逆紹介率 2.4% 4%</p>	<p>7. 長期療養患者のQOLを維持・向上させるための人工呼吸器の標準化（再掲）</p> <p>筋ジス・重心・ALS患者等長期療養患者が人工呼吸器を装着しても、より快適に療養生活を送ることができるよう、使用されていくる74機種まで絞り込む作業を行った。今後は機器の更新などを捉え、当該6機種の人工呼吸器への標準化を進めていくこととした。</p> <p>【説明資料】</p> <p>資料23：長期療養者のQOLの向上等〔105頁〕</p> <p>資料24：重症心身障害児(者)通園事業の推進〔107頁〕</p> <p>資料25：療養介助職の配置による効果〔109頁〕</p> <p>資料26：長期療養者のQOLの向上に向けた具体的な取組み〔116頁〕</p>

中 期 目 標				平成 18 年 度 の 業 務 の 実 績			
⑤ 政策医療の適切な実施				⑤ 政策医療の適切な実施			
これまで担つてきた政策医療を、引き継ぐ及び臨床評価指標等を用いて、その結果を反映する。特効果、今後の精査基準病床のあり方等について検討を行う。 また、心神喪失者等医療支援法の実施に伴い、適切な対応を行ふ。	これまで担つてきた政策医療を、引き継ぐ及び臨床評価指標等を用いて、その結果を反映する。特効果、今後の精査基準病床のあり方等について検討を行う。 また、心神喪失者等医療支援法の実施に伴い、適切な対応を行ふ。	これまで担つてきた結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重症心身障害等の政策医療について、政策医療システムを用いて、適切に実施する。今後開発する臨床評価指標を用いてその実施状況を把握し、評価を行い、個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。	これまで担つてきた結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重症心身障害等の政策医療について、政策医療システムを用いて、適切に実施する。今後開発する臨床評価指標を用いてその実施状況を把握し、評価を行い、個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。	1. 質の高い結核医療の実施 (1) 我が国の結核医療における国立病院機構で担う政策医療の重要な一分野であり、結核病床を有する 53 病院 4,869 床において全国の結核入院患者の約 45% 以上を受入れ治療を提供した。 (2) 結核新基準の実施 結核医療の適切な実施のために、平成 17 年 3 月より、結核病床を運営する全病院において、国立病院機構における結核患者の退院基準の適用を開始するとともに 3 ケ月、6 ケ月の運用状況調査を行った。 その効果として、医療の質の向上に資するところとなり、医療の質の向上に資するとともに、從来漫然と長期化していた入院期間が短縮され、患者の満足度は非常に高くなっている。 また、国立病院機構全体の結核病床に係る平均在院日数は、平成 17 年度に比べると 0.9 日増と若干の変動があるが、平成 16 年度に比して約 2.2 日減少（77.6 日→70.4 日）しており、新退院基準の実施以降は入院期間短縮が図られている。 (3) 結核医療に関する国立病院機構の取組み ・ 入院DOTS（直視監視下短潜期化学療法）の実施 結核医療の対面による服薬をすすめ、確実な治療に導くため国連基準では全病院において入院中のDOTSを進めている。また、退院後も適切な服薬が行われるよう保健所と十分に連携を行っており、通院可能な患者については定期的に外来でのDOTSを実施している。 ・ クオンティフェロン検査の実施 BCG接種及び非結核抗酸菌感染の影響を受けない新しい検査法であるクオントイフェロン検査の確立に呼吸器ネットワーク連携機能をもつて貢献した結果、平成 18 年 1 月の保険収載に至り、適切な診断法の普及促進に一躍をになつた。	2. 心神喪失者等医療観察法施行に係る主導的な取組みと精神医療の質の向上 (1) 医療観察法病床の主導的整備 平成 17 年 7 月の心神喪失者等医療観察法の施行により、国及び都道府県、特定独立行政法人は指定入院医療機関を整備することとなり、都道府県の対面による服薬をすすめ、確実な治療に導くため国連基準では全病院において入院中のDOTSを進めている。また、退院後も適切な服薬が行われるよう保健所と十分に連携を行っており、通院可能な患者については定期的に外来でのDOTSを実施している。 ・ クオンティフェロン検査の実施 BCG接種及び非結核抗酸菌感染の影響を受けない新しい検査法であるクオントイフェロン検査の確立に呼吸器ネットワーク連携機能をもつて貢献した結果、平成 18 年 1 月の保険収載に至り、適切な診断法の普及促進に一躍をになつた。	【平成 18 年度末時点の医療観察法病床開発病院】 （花巻病院、東尾張病院*、肥前精神医療センター*、北陸病院、久里浜アルコール症センター*、 さいがた病院、小諸高原病院*、下総精神医療センター*、9 病院） これにより、平成 19 年 4 月現在の全国の指定入院医療機関は 10 か所のみであるが、うち国立病院機構の病院が実際に 9 か所（残る 1 か所は国立精神・神経センター武藏病院）を占めるという状況となつていて、更にこのうち 6 病院（*）では、病床不足による国強い依頼に応え、専用病棟の竣工以前に暫定病棟を設置・開発し病床確保に協力した。なお、当該指定入院医療機関に係る看護職員配置基準は、1 病棟 30 床に対して 4.3 人という多数の職員を配置するなど、国の方針に最大限こどなつていているため、やむなく当該病院の既存病棟を集約することによって職員を確保するなど、国の方針に最大限の協力を行つていているところである。 (2) 医療観察法における精神医療の質向上 医療観察法の実施に当たり、リスクアセスメントと社会復帰方略を構造化した共通評価項目を開発し入院待遇等で臨床応用した。また暴力への医学的介入とともに、医療観察法に展開するための研修を行いうなど、医療観察法医療の質向上と一般精神医療への還元に取り組んでいる。 なお、一般精神医療については、平成 16 年 8 月の旧療養型病院の活性化方策に応じた適切な医療を実施すべきとの指摘がなされたところである。 そこで、各病院の位置付け等を踏まえ、精神科医療の今後の具体的方向性について検討すべく平成 18 年 1 月に精神部会を再開し、精神科医療実態調査の報告、今後の精神科病院の運営の方針の検討を行つた。	
これまで担つてきた結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重症心身障害等の政策医療について、政策医療システムを用いて、適切に実施する。今後開発する臨床評価指標を用いてその実施状況を把握し、評価を行い、個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。	これまで担つてきた結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重症心身障害等の政策医療について、政策医療システムを用いて、適切に実施する。今後開発する臨床評価指標を用いてその実施状況を把握し、評価を行い、個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。	これまで担つてきた結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重症心身障害等の政策医療について、政策医療システムを用いて、適切に実施する。今後開発する臨床評価指標を用いてその実施状況を把握し、評価を行い、個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。	これまで担つてきた結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重症心身障害等の政策医療について、政策医療システムを用いて、適切に実施する。今後開発する臨床評価指標を用いてその実施状況を把握し、評価を行い、個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。				

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 繢		
3.	障害者自立支援法施行に伴う療養介護事業への円滑な移行	3.	障害者自立支援法施行は、(国立病院機構が担う政策医療の重要な一部であり、今後とも適切に実施する必要があるが、障害者自立支援法の施行(平成18年度)や利用契約制度への移行及び一部負担金の徴収等により、我が国の中心・筋ジス医療の重要性を認識し、医療提供面及び経営面の両面において大きな影響を受けることとなつた。そこで、自療養所型病院の活性化方策に関する検討会に設置した重心・筋ジス部会を中心として、同法施行による影響、対応策等を検討し、同法施行後の新体系へ円滑に移行するための取組みを行つた。	①利害者に対するモニタリティ調査結果を提示し複数回に渡り懇切丁寧な説明を実施	②20歳以上の重心患者に対する年次判断能力の不十分な者に対する年次見制度の活用に対する支援	③一部負担金の支払いについては支払いの簡便性や確実な支払いを確保できるなどの観点から自動引き落としなどの方法を導入した。	④重心・筋ジス医療の重要性を認識し、(1)現行の取組みは、(2)年次見制度は、(3)一部負担金の支払いについては支払いの簡便性や確実な支払いを確保できるなどの観点から自動引き落としなどの方法を導入した。	
4.	呼吸器疾患政策医療ネットワークの活動	4.	呼吸器疾患政策医療ネットワークの活動の一例として、近畿中央胸部疾患センターを中心とする呼吸器疾患ネットワークにおいては、我が国の医療の標準化と水準の向上を目的として、結核の他にも、肺がん、びまん性肺癌、慢性呼吸不全に関して、呼吸器疾患診療の質向上と資源の配置を実現した。	い、また、重症心身障害児(者)の人所施設については、国における体制整備が必要であることから療養介護の移行まで5年程度の経過措置期間が設けられているところであるが、国立病院機構の病院においては平成18年10月から全ての病院にてサービス管理責任者と個別支援プログラムを作成するとともに、一部の施設においては療養介護に移行し、職種間の業務分担や研修計画の策定などパワーポイント的に事業を開始した。	5.	がん対策医療への取組み	5.	がん対策医療への取組みは、平成18年に成立した「がん対策基本法」及び同年に出された「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」等による国のがん医療の均一化推進方策に協力するため、がん医療を担う診療従事者の配置や患者への情報提供体制等を整備した結果、平成18年度中には新たに1病院が都道府県がん診療連携拠点病院として、12病院が地域がん診療連携拠点病院として指定され、地域における質の高いがん医療の拠点整備に貢献した。
6.	周産期医療における新たな取組み	6.	周産期医療における新たな取組みは、(院内助産所、助産師外来の開設)(再掲)	成育医療分野の妊娠・出産領域ににおける産科医師が不足する中、助産師が有する車門能力を積極的に活用することにより院内助産所・助産師外来の設置を推進した。産科医師、助産師、また、今後も各病院の状況に応じて開設に向けた準備を取り組んでいる所であり、引き続き安全で安心なお産と育児支援のための体制の充実に努めていることとしている。	【説明資料】	資料 29：結核退院基準の意義〔125頁〕	〔127頁〕	

中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画			平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績		
2 開拓研究事業	2 開拓研究事業	2 開拓研究事業	2 開拓研究事業	2 開拓研究事業	2 開拓研究事業	2 開拓研究事業	2 開拓研究事業
<p>臨床研究事業については、豊富な多様な症例を有する国立病院機構のネットワークを活用して臨床研究を進め、診療の科学的根拠となるデータを集積するとともに、情報のエビデンス（Evidence）の形成に努めること。また、我が国の医療の向上のため個々の病院の特性を活かし、高精度先端治療技術の開発やその臨床導入を推進すること。</p> <p>また、治験についても、上記の国立病院機構のネットワークを活かし、質の高い治験を推進するため、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、治験実施症例数の20.0%の増加を図ること。</p>	<p>(1) ネットワークを活用したE-BMのためのエビデンスづくりの推進とそれにに基づいた診療ガイドラインの作成 ① 一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進</p> <p>一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施するため、平成16年度中に国立病院機構のネットワークを活用した観察研究等を主体とする臨床研究計画を作成し、これに基づいて個々の臨床研究を推進する。</p> <p>また、これにより、主要な疾患の標準的な診療指針の作成・改善に寄与する。</p>	<p>一般臨床に役立つエビデンスづくりの推進とそれにに基づいた診療ガイドラインの作成 ① 一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進</p> <p>国立病院機構の全国ネットワークを用いた大規模臨床研究について、平成16年度に主導して、引き続き本部が主導となり、推進・運営する。平成16年度及び17年度に採択した課題において、平成18年度において、新規の大規模臨床研究を探査して、当該研究の開始を準備する。</p>	<p>(1) ネットワークを活用したE-BMのためのエビデンスづくりの推進とそれにに基づいた診療ガイドラインの作成 ① 一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進</p> <p>一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施するため、平成16年度中に国立病院機構のネットワークを活用した観察研究等を主体とする臨床研究計画を作成し、これに基づいて個々の臨床研究を推進する。</p> <p>また、これにより、主要な疾患の標準的な診療指針の作成・改善に寄与する。</p>	<p>1. 「E-BM推進のための大規模臨床研究（E-BM推進研究）」事業 多くの傘下病院をもつ国立病院機構のスクールメリットを生かし、臨床における一般的な疑問に対しても大規模臨床研究事業を引き続ぎ推進するため、国立病院機構本部が主導となってている「E-BM推進のための大規模臨床研究」事業は、平成16年度より開始した5課題の患者登録が終了し、17年度開始の4課題においては、平成18年度には、平成16年度で順調に患者登録が進捗している。また、18年度課題として6課題の研究を選定した。</p> <p>(1) 平成16年度E-BM推進研究5課題の進捗状況 各課題について順調に患者登録が進み、18年度中に登録を完了した。また、一部の課題において、 ○人工栄養（中心静脈栄養）を行う際の医療行為の安全性、患者予後に関する観察研究 (JAPAN研究) : 86施設 546例登録(うち386例17年度登録) ○わが国の高血圧症における原発性アルドステロン症の実態調査研究 (PHAS-J研究) ○急性筋筋膜痙攣症の評価指標としての評価 (STAMI-NHO研究) ○心筋梗塞全国共同悉皆調査による臨床評価 (JNHOAF研究) ○心臓動脈による心原性脳塞栓予防における抗血栓療法の実態調査 (JNHOAF研究) ○消化器外科手術の施設間技術評価法の確立 (EPASS研究) ○63施設 4,997例登録(うち1,935例17年度登録) 研究結果：中間解析の結果からは、経腸栄養を受けた患者と中心静脈栄養を受けた患者での、その後の栄養状態や感染症発生頻度の差、高血圧患者におけるホルモン検査の適応、心筋梗塞患者への一部の薬物使用頻度のばらつきなどが見いだされ、19年度中には我が国への診療ガイドラインに反映させることが出来るよう、臨床判断上極めて有用な診療エビデンスを発出する目次が立った。</p> <p>(2) 平成17年度E-BM推進研究4課題の進捗状況 4月25日の倫理審査委員会において承認を得て、患者登録を開始した。一部の課題について研究計画を変更し、18年度中に患者登録を終了し、順調に患者登録を終了する。 ○慢性呼吸器疾患における機械的人工換気療法の適用基準、安全性、患者予後、QOL、医療経済効果に関する観察研究 (JNEPPV研究) : 64施設 81例登録 ○「E-BMに基づく胃潰瘍診療ガイドライン」の妥当性に関する臨床的検討 —アワトカム研究を中心として— ○EGDU研究 : 69施設 84例登録 ○ステロイド療法の安全性の確立 (NHOSAC研究) ○57施設 1,81例登録 ○急性腸間膜壊血症の検査 (ERAM-I-J研究) ○50施設 9例登録</p> <p>(3) 平成18年度E-BM推進研究6課題の公募採択と研究計画・研究組織の確定 外部の臨床研究学者からなる臨床研究推進委員会によつて、多数応募のあった中から11課題を一次候補として選定し、各課題の研究責任者について、研究組織の作成及び研究計画書の作成支援を本部が直接行って、詳細な研究計画書を完成させたうえ、二次審査として臨床研究推進委員会にプレゼンテーションを行い、最終的に6課題が採択された。</p>	<p>2. 實施主体の異なる臨床研究への参画 国際的臨床研究として引き続き、アエローム血栓性イベントを対象とする国際共同前向き観察研究 (REACH Registry)を行った。また、新規に国内的臨床研究として、転移・再発乳がんに対するタキサン系治療薬とティーエスワントランサム化比較試験 (SERT BC)に参加するなど国内外の臨床研究に積極的に参画している。</p>		

平成18年度の業務の実績			
中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度計画
<p>3. 国立病院総合医学会の開催</p> <p>　　「自律と自立の3年目」を通過して、学術研究に対する国立病院機構の職員等に対し、「臨床研究の発表の機会を与える、職員の自發的な研究の取組みを奨励し、職員が行う研究レベルの向上を図り、また、研究者のみならず参加する国立病院機構職員の活性化を目的として、平成18年9月22日・23日に開催した。</p> <p>　　平成18年度は、本部職員も様々な場面で積極的に参加し、国立病院総合医学会の質の向上を図った結果、参加者6,704名を集める盛大な学会となった。</p>	<p>4. 臨床研究基盤整備推進事業によるデータマネジメントの開始</p> <p>　　国立病院機構における多施設共同研究事業を支援・推進するため、本部内に「臨床研究支援・教育センター（CSECR）」を設置したうえ、非常勤医師2名・看護師4名を雇用し、臨床研究の教育を行いうとともに、全国の機構病院で臨床研究に携わる医療職種を対象に臨床未研究デザインに関するワークショップや、データマネジメントに關する研修会を行なうなど、活動組みを実施した。また、CSECRにおいて、平成18年度「EBM推進のための大規模臨床研究」事業の候補課題11課題に対し、研究計画書を作成グループと十分な情報交換を行なった。研究計画書作成の初期段階において、候補課題研究責任者および研究計画書を作成することができた。</p>	<p>5. 電子ジャーナルの配信（専門）</p> <p>　　146施設の国立病院機構職員がHOSPnet端末から医学文献を電子的に閲覧、もしくはダウンロードすることが出来るようになり、電子ジャーナル配信サービスを本部において一括契約を行い、7月から開始した。その結果として、平成18年7月から平成19年3月までの間に約8,000文献のダウンロードがあった。これにより最新の医学知見をもとに、根拠に基づいた医療サービスを患者に提供するということが可能となり、研究の質が高く、実行可能性が高い研究計画書を作成することができた。</p>	<p>【説明資料】</p> <p>資料31：平成16年度EBM推進研究課題中間結果〔129頁〕</p> <p>資料32：EBM推進研究9課題の性格分布〔134頁〕</p> <p>資料33：平成18年度採択課題EBM推進のための大規模臨床研究〔136頁〕</p> <p>資料34：国立病院総合医学会開催状況〔138頁〕</p> <p>資料35：臨床研究支援・教育センター（CSECR）の概要〔142頁〕</p>
<p>② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進</p> <p>1. 臨床研究センターを中心とした臨床研究事業の進捗</p> <p>　　1.8年度も引き続き、臨床研究5ヶ年計画に基づいて、順調に臨床研究を実施している。また、3月に公開し、広く情報発信を行なった。</p> <p>2. 政策医療ネットワークにおけるその他の1分野等に関する共同研究の活性化</p> <p>　　各臨床研究センターが作成した臨床研究5ヶ年計画（平成16年度～平成20年度）に基づき、各政策医療ネットワークにおける臨床研究を、全国に通用する質の高い臨床研究とするため、研究課題の審査方法及び研究費の配分方法の見直しを行い、また、新しい研究事業の開始など様々な取組みを行なった。</p> <p>(1) 課題の審査方法</p> <p>　　研究課題を審査するにあたり、従前のような本部内だけで審査ではなく、外部に通用する審査方法にするため、外部委員である臨床研究推進委員会から客観的な意見及び評価を取り入れ、審査の厳格性・公正性を高めた。これを実現するように、質の高い研究課題が集まり、厳格な審査のもとレベルの高い課題が選ばれた。</p> <p>(2) 研究費の配分方法</p> <p>　　予算の範囲内で一律に配分するような方法から、質の高い臨床研究を遂行するにあたり実際に必要とされる研究費を統一的で配分できるようになった。</p>	<p>② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進</p> <p>各臨床研究センターが作成した臨床研究5ヶ年計画（平成16年度～平成20年度）に基づき、各政策医療ネットワークにおける臨床研究を、全国に通用する質の高い臨床研究とするため、研究課題の審査方法及び研究費の配分方法の見直しを行い、また、新しい研究事業の開始など様々な取組みを行なった。</p> <p>(1) 課題の審査方法</p> <p>　　研究課題を審査するにあたり、従前のような本部内だけで審査ではなく、外部に通用する審査方法にするため、外部委員である臨床研究推進委員会から客観的な意見及び評価を取り入れ、審査の厳格性・公正性を高めた。これを実現するように、質の高い研究課題が集まり、厳格な審査のもとレベルの高い課題が選ばれた。</p> <p>(2) 研究費の配分方法</p> <p>　　予算の範囲内で一律に配分するような方法から、質の高い臨床研究を遂行するにあたり実際に必要とされる研究費を統一的で配分できるようになった。</p>		

平成18年度の業務の実績			
中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度計画
<p>③ 新しい研究事業の開始(指定研究事業) 従来の共同研究事業は、国立病院機構の提供する医療に直接的な効果が期待されるものの、早急に対処すべき重要な問題が必ずしも選定されていなかった。平成18年度から新たなる事業として、「国立病院での活動から得られるデータを収集し、分析・解説を行った。その結果、DPC導入に適した病院特性を探索することが出来た。</p> <p>(指定研究1) 研究課題名：DPC導入後の医療サービスプロセス及び患者アウトカムの測定による医療サービス評価 研究成 果：眼疾患や良性腸管疾患などのDPC病名別に「病院特性」や「在院日数」との関連について22病院84,939患者の解析を行った。</p> <p>(指定研究2) 研究課題名：国立病院機構における入院中の転倒・転落事象及び患者の投与・対照(転倒なし)患者801名を145病院から抽出し、転倒の原因分析を行った。その結果、DPC導入に適した病院特性を探索することが出来た。</p> <p>(指定研究3) 研究課題名：臨床評価指標(Q1) 改善のための実施可能な調査研究 研究成 果：入院中転倒患者80名と、対照(転倒なし)患者801名を145病院から抽出し、転倒の原因分析を行った。 認知障害の有無や睡眠剤、安定剤の投与等の有無など有意差をもつて示唆された。本結果を受け、高齢入院患者のリスク評価や、各部位に関する標準化を行った。</p> <p>【説明資料】 資料36：臨床研究センターを中心とした臨床研究概要〔145頁〕 資料37：臨床研究センターの活動状況〔149頁〕 資料38：政策医療ネットワークににおけるQ138項目を新たに設定した。その上、妥当性の評価と測定実効性の評価を行い、最終的に26項目を確定した。本研究の結果を受け、機構病院医療の質を総合的に測定評価するための基準として146すべての病院に適用し、平成19年度より収集を開始した。</p>	<p>1. 臨床研究センター及び臨床研究部ににおける臨床研究活動評価の実施 実施症例数やプロトコール作成業務、競争的外部資金の獲得額などの評価項目からなる臨床研究部の活動評価を実施した。この評価により各臨床研究部の17年度活動実績を点数化して、活動の実績に応じた研究費の配分を行った。</p> <p>2. 臨床研究センターにおけるネットワーク機能評価の実施 特定政策医療分野におけるネットワーク全体の活動実績を点数化して、その活動の実績に応じた研究費の配分を行った。この評価によつて各ネットワークの研究活動の推進を図った。</p> <p>【説明資料】 資料40：臨床研究センターにおけるネットワーク機能評価・臨床研究活動評価の概要〔186頁〕 資料41：臨床研究部活動評価の実施状況〔188頁〕 資料42：ネットワーク機能評価の実施状況〔192頁〕</p>		
<p>③ 臨床研究センター及び臨床研究部の評価制度</p> <p>③ 臨床研究センター及び臨床研究部の評価制度</p> <p>平成16年度中に、エビデンスづくりへの貢献(登録症例数等)を主とした評価基準を作成し、政策医療ネットワークを活用した臨床研究センターとともに、臨床研究部の評価を実施する。</p>	<p>1. 臨床研究センター及び臨床研究部ににおける臨床研究活動評価の実施 臨床研究センターに基づき各自に作成された研究活動評価基準を基にして、活動性として評価する。また、研究、教育、情報発信とともに、各政策医療ネットワークの研究活動費に反映させる。これは、臨床研究センターに於けるネットワーク全体会員の活動実績を点数化する達成度を評価する。また、各研究に於ける研究活動費に反映させる。</p> <p>2. 臨床研究センターにおけるネットワーク機能評価の実施 昨年度策定した研究活動評価基準を基に、各臨床研究部の研究活動に、につき、各ネットワークの活動実績を点数化を行い、各施設における研究活動費に反映させる。</p> <p>【説明資料】 資料43：臨床研究センターにおけるネットワーク機能評価・臨床研究活動評価の概要〔186頁〕 資料44：臨床研究部活動評価の実施状況〔188頁〕 資料45：ネットワーク機能評価の実施状況〔192頁〕</p>		

平成18年度の業務の実績																																																													
中期目標	中期計画	平成18年度計画	(2) 治験の推進																																																										
国立病院機構のネットワークを活用して迅速で質の高い治験を推進する。	国立病院機構のネットワークを活用して迅速で質の高い治験を推進する。本部により、本部に於ける治験窓口を設置する等により、多病院間の共同治験を推進する。また、治験の優先順位を示す指針の作成のため、本部に治験の調整に関するチームを編成する。すべての臨床研究センター及び臨床研究部門に治験管理部門を設置し、治験を実施することとし、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、治験実施症例数について20%以上の増加(※)を目指す。	※ 平成15年度実績 治験総実施症例数 2,789件	(2) 治験の推進																																																										
1. 国立病院機構内におおむね治験実施体制の確立	1. 国立病院機構内におおむね治験実施体制の確立	1. 国立病院機構内におおむね治験実施体制の確立	(2) 治験の推進																																																										
(1) 本部治験実施設の実態を把握するべく治験管理台帳を作成するよう事務連絡を発出して指導するとともにに治験の申請書から治験審査委員会の開催・契約・症例の組入れ、実施状況の管理を行い、実施業務等の治験を含めた受託研究の一連の業務について、実施業務等の治験を含めた受託研究の一連の業務について、実施業務等の治験を含めた受託研究の管理を行なうシステムを開発した。	(1) 本部治験実施設の実態を把握するべく治験管理台帳を作成するよう事務連絡を発出して指導するとともにに治験の申請書から治験審査委員会の開催・契約・症例の組入れ、実施状況の管理を行い、実施業務等の治験を含めた受託研究の一連の業務について、実施業務等の治験を含めた受託研究の管理を行なうシステムを開発した。	(1) 本部治験実施設の実態を把握するべく治験管理台帳を作成するよう事務連絡を発出して指導するとともにに治験の申請書から治験審査委員会の開催・契約・症例の組入れ、実施状況の管理を行い、実施業務等の治験を含めた受託研究の一連の業務について、実施業務等の治験を含めた受託研究の管理を行なうシステムを開発した。	(2) 治験の推進																																																										
(2) 病院	(2) 病院	(2) 病院	(2) 治験の推進																																																										
今後治験を積極的に実施していくかなければならない病院に対して常勤の治験コーディネーター(CRC)を128名から143名に増加して配置し、組織的な治験受け入れ体制を整備した。 ・常勤CRC配置病院数(平成16年度57病院→平成17年度57病院) ・常勤CRC数(平成15年度54名→平成17年度143名) また、病院における治験管理責任者、治験管理責任者の役割を徹底させた。	今後治験を積極的に実施していくかなければならない病院に対して常勤の治験コーディネーター(CRC)を128名から143名に増加して配置し、組織的な治験受け入れ体制を整備した。 ・常勤CRC配置病院数(平成16年度57病院→平成17年度57病院) ・常勤CRC数(平成15年度54名→平成17年度143名) また、病院における治験管理責任者、治験管理責任者の役割を徹底させた。	今後治験を積極的に実施していくかなければならない病院に対して常勤の治験コーディネーター(CRC)を128名から143名に増加して配置し、組織的な治験受け入れ体制を整備した。 ・常勤CRC配置病院数(平成16年度57病院→平成17年度57病院) ・常勤CRC数(平成15年度54名→平成17年度143名) また、病院における治験管理責任者、治験管理責任者の役割を徹底させた。	(2) 治験の推進																																																										
2. 病院にに対する本部指導・支援	2. 病院にに対する本部指導・支援	2. 病院にに対する本部指導・支援	(2) 治験の推進																																																										
(1) 治験責任者会議を本部において開催し、事業計画を踏まえた各病院の治験推進における役割を徹底させるとともに、本部と病院間との連携強化を図った。	(1) 治験責任者会議を本部において開催し、事業計画を踏まえた各病院の治験推進における役割を徹底させるとともに、本部と病院間との連携強化を図った。	(1) 治験責任者会議を本部において開催し、事業計画を踏まえた各病院の治験推進における役割を徹底させるとともに、本部と病院間との連携強化を図った。	(2) 治験の推進																																																										
(2) 本部治験専門職を53病院(延べ1,22回)に派遣し、幹部職員に対する治験実施体制構築についての説明を行った。また、進捗が悪い又は実施率が低い施設の治験担当者・支援を行った。	(2) 本部治験専門職を53病院(延べ1,22回)に派遣し、幹部職員に対する治験実施体制構築についての説明を行った。また、進捗が悪い又は実施率が低い施設の治験担当者・支援を行った。	(2) 本部治験専門職を53病院(延べ1,22回)に派遣し、幹部職員に対する治験実施体制構築についての説明を行った。また、進捗が悪い又は実施率が低い施設の治験担当者・支援を行った。	(2) 治験の推進																																																										
(3) 常に継続して質の高い治験を実施していくために、昨年度作成した新任治験担当者マニュアルに加えて新しく事務局用のマニュアルを作成し、各施設に配布した。	(3) 常に継続して質の高い治験を実施していくために、昨年度作成した新任治験担当者マニュアルに加えて新しく事務局用のマニュアルを作成し、各施設に配布した。	(3) 常に継続して質の高い治験を実施していくために、昨年度作成した新任治験担当者マニュアルに加えて新しく事務局用のマニュアルを作成し、各施設に配布した。	(3) 治験の推進																																																										
3. 質の高い治験を推進するための研修会等の実施	3. 質の高い治験を推進するための研修会等の実施	3. 質の高い治験を推進するための研修会等の実施	(3) 治験の推進																																																										
(1) ホームページによる情報提供 企業や一般国民に向けた治験推進室のホームページの内容を改定して、各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。	(1) ホームページによる情報提供 企業や一般国民に向けた治験推進室のホームページの内容を改定して、各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。	(1) ホームページによる情報提供 企業や一般国民に向けた治験推進室のホームページの内容を改定して、各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。	(1) 治験の推進																																																										
(2) 企業に対する個別訪問 24社(延べ)の企業を訪問し、パンフレット等を配布するなどして国立病院機構の取組みについて理解を求めた。	(2) 企業に対する個別訪問 24社(延べ)の企業を訪問し、パンフレット等を配布するなどして国立病院機構の取組みについて理解を求めた。	(2) 企業に対する個別訪問 24社(延べ)の企業を訪問し、パンフレット等を配布するなどして国立病院機構の取組みについて理解を求めた。	(2) 治験の推進																																																										
4. 企業に対する個別訪問	4. 企業に対する個別訪問	4. 企業に対する個別訪問	4. 企業に対する個別訪問																																																										
(1) ホームページによる情報提供 企業や一般国民に向けた治験推進室のホームページの内容を改定して、各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。	(1) ホームページによる情報提供 企業や一般国民に向けた治験推進室のホームページの内容を改定して、各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。	(1) ホームページによる情報提供 企業や一般国民に向けた治験推進室のホームページの内容を改定して、各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。	(1) 治験の推進																																																										
5. 治験実績	5. 治験実績	5. 治験実績	5. 治験実績																																																										
(1) 治験実施症例数及び受託研究実績 研究金額も増加した。	(1) 治験実施症例数及び受託研究実績 研究金額も増加した。	(1) 治験実施症例数及び受託研究実績 研究金額も増加した。	(1) 治験実施症例数及び受託研究実績 研究金額も増加した。																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">治験実施症例数</th> <th colspan="2">受託研究実績</th> </tr> <tr> <th>症例数 (件)</th> <th>対H15'比 (%)</th> <th>実績 (万円)</th> <th>対H15'比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>4,624</td> <td>165.8</td> <td>478,900</td> <td>163.8</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>4,173</td> <td>149.6</td> <td>440,200</td> <td>150.5</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>3,560</td> <td>127.6</td> <td>358,900</td> <td>122.7</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>2,789</td> <td></td> <td>292,400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			治験実施症例数		受託研究実績		症例数 (件)	対H15'比 (%)	実績 (万円)	対H15'比 (%)	18年度	4,624	165.8	478,900	163.8	17年度	4,173	149.6	440,200	150.5	16年度	3,560	127.6	358,900	122.7	15年度	2,789		292,400		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">治験実施症例数</th> <th colspan="2">受託研究実績</th> </tr> <tr> <th>症例数 (件)</th> <th>対H15'比 (%)</th> <th>実績 (万円)</th> <th>対H15'比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>4,624</td> <td>165.8</td> <td>478,900</td> <td>163.8</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>4,173</td> <td>149.6</td> <td>440,200</td> <td>150.5</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>3,560</td> <td>127.6</td> <td>358,900</td> <td>122.7</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>2,789</td> <td></td> <td>292,400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			治験実施症例数		受託研究実績		症例数 (件)	対H15'比 (%)	実績 (万円)	対H15'比 (%)	18年度	4,624	165.8	478,900	163.8	17年度	4,173	149.6	440,200	150.5	16年度	3,560	127.6	358,900	122.7	15年度	2,789		292,400	
	治験実施症例数		受託研究実績																																																										
	症例数 (件)	対H15'比 (%)	実績 (万円)	対H15'比 (%)																																																									
18年度	4,624	165.8	478,900	163.8																																																									
17年度	4,173	149.6	440,200	150.5																																																									
16年度	3,560	127.6	358,900	122.7																																																									
15年度	2,789		292,400																																																										
	治験実施症例数		受託研究実績																																																										
	症例数 (件)	対H15'比 (%)	実績 (万円)	対H15'比 (%)																																																									
18年度	4,624	165.8	478,900	163.8																																																									
17年度	4,173	149.6	440,200	150.5																																																									
16年度	3,560	127.6	358,900	122.7																																																									
15年度	2,789		292,400																																																										

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績	
						<p>6. 本部が取りまとめた受託研究 治験等に関する連絡・調整を行う治験ネットワークを活用し、本部に依頼された治験を各病院毎に取りまとめ又は紹介して推進した。 (1) 依頼者より本部に依頼があり、実施可能な病院を紹介した受託研究 47プロトコール(約1,300症例) (2) 本部において一括契約し、各病院において実施した治験以外の受託研究 4プロトコール(約1,100症例)</p>	
		<p>7. CRCの質の向上 昨年度作成したCRC業務マニュアルを使用して経験の浅いCRCについては本部から経験者による実務指導を行い、 適正な治験を実施できるよう指導した。</p>		<p>【説明資料】 資料43：治験推進室パンフレット〔195頁〕 資料44：治験推進対策〔204頁〕 資料45：治験研修実績〔209頁〕 資料46：年度別受託研究実績〔215頁〕</p>			

中 期 目 標		平成18年度計画			平成18年度の業務の実績					
(3) 高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進		(3) 高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進			(3) 高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進					
<p>各病院においては、臨床研究センター及び臨床研究室を中心として、その個性を活かした高度先端医療技術の開発を進めることとともに、その特性等を活かし、臨床導入を推進する。</p>		<p>我が国における高度先端医療技術を公表する。加えて、と、意義等権利化を進めていく。</p>			<p>1. 高度先端医療技術の開発及び臨床導入例として、以下に例示するような実績が得られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○MRカインドの定位臓手術的RPT熱凝固術による頸床下部骨過形成の低侵襲治療(西新潟中央病院) ○脾島分離・凍結保存・脾島移植の臨床実施(千葉東病院) ○生体臓移植の臨床実施(千葉東病院) ○未梢動脈閉塞疾患に対する血管再生医療の臨床実施(千葉東病院) ○先天性水頭症の遺伝子解析(染色体異常性遺伝子解析) (大阪医療センター) ○骨折整復ロボットを用いた大腿骨近位部骨折の整復(大阪南医療センター) ○ナビゲーションを用いた脊椎手術(大阪南医療センター) ○新しいDNAワクチンアダベックター〔心・肺機能の拒絶反応抑制剤〕(近畿中央胸部疾患センター) ○重症肺胞蛋白症のGM-CSF治療法(近畿中央胸部疾患センター) ○抗gp210抗体測定による原発性胆汁性肝硬変予後予測(長崎医療センター) ○腹腔鏡補助下肝切除術(長崎医療センター) ○神経移植による海綿様神経切除了後勃起能の回復(長崎医療センター) ○海綿状血管瘤に対するエストラガールの経皮腫瘍内注射療法(長崎医療センター) ○難治んかん外科治療(長崎医療センター) ○自己骨髄單球移植による血管新生療法(熊本医療センター) ○エキシマレーザ冠動脈形成術(鹿児島医療センター) <p>2. 職務発明の権利化の推進</p> <p>高度先端医療技術の開発等を推進するために、国立病院機構で実施された職務発明について、権利化を進めており、平成18年度において10件の発明が届けられ、以下に示すように10件の特許等出願を行った。(特許出願10件には、平成18年度において1件の発明が届けられたものを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○肥満の予防及び/又は治療薬(京都医療センター) ○老化モデル動物(九州がんセンター) ○イディオタイプ抗体用担体およびそれを用いたイディオタイプワクチン(あわら病院) ○GNE遺伝子に変異を有するトラニスジエニック非ヒト哺乳動物(七尾病院) ○チールオルセソ染色、蛍光染色用の陽性コントロール標本の作製方法(大阪南医療センター) ○病理組織標本及びその製造方法(大阪南医療センター) ○キラーティ細胞の誘導抑制剤(近畿中央胸部疾患センター) ○抗てんかん作用增强剤(静岡てんかん・神経医療センター) ○ヒト軟骨細胞形質維持因子(相模原病院) ○核酸のプロセッシング方法およびプロセシング用キット(大牟田病院) 			<p>* 発明の名称は出願名称、括弧内は発明者の所属病院、企業等との共同出願を含む。</p> <p>【説明資料】</p> <p>資料 47：国立病院機構の職務発明の流れ図 [220 頁]</p> <p>資料 48：国立病院機構における高度先端医療技術の開発及び臨床導入の主な例 [222 頁]</p>		

評価の視点	自己評定	S	評定	S
・一般診療に役立つエビデンスづくりのため、国立病院機構のネットワークを活用しているか。	(一般臨床に役立つ臨床研究) <ul style="list-style-type: none"> ・E BM推進のための大規模臨床研究については、16年度課題は順調に立案登録が終了し、最終的に50課題で約11,600例の患者登録が行われた。この50課題については、19年度には医療品質・政策医療分野毎にE BMの推進のため、政策医療ネットワークを活用した臨床研究をどのように推進し、政策医療分野の疾患について標準的な診療・治療の指針を作成しているか。 	(項目全体にわたる意見) <ul style="list-style-type: none"> ・最も重要な充実度は評価される。 ・研究事業の充実度は評価される。 ・臨床研究の結果はまだこれからである。 ・総合医学会の開催を評価する。 ・新しい研究事業が開始されているが、もう少し大切な研究があるのではないか。 	(一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研究の結果はまだこれからである。 ・新しい研究事業が開始されているが、もう少し大切な研究があるのではないか。 	
・評価基準を作成し、臨床センター及び臨床研究部の評価を実施しているか。	(臨床研究センターや臨床研究部の評価制度) <ul style="list-style-type: none"> ・転移・再発乳がんに対するタキサン系薬剤とチークスランダム化比較試験(SERECT BC)のような実施主体の異なる国内外の臨床研究にも積極的に参画している。 ・国立病院機構における臨床研究を推進するために臨床研究施設共同研究の研究会計画作成や、データベースを設置し、国立病院機構との連携による支援を行うとともに、機構職員への研究テーマやデータマネジメントに關する教育・啓発を行った。 (政策医療ネットワークを活かした臨床研究) <ul style="list-style-type: none"> ・政策医療ネットワークを活かした臨床研究 <ul style="list-style-type: none"> ・政策費の配分方法に関するその他の11分野等に関する共同研究においては、研究費の配分方法に新しい基準を作り、1課題あたりの研究費を大きくするなどして、厳選された質の高い研究課題が集まつた。 ・機構職員が医学文献を電子的に閲覧・ダウンロード可能な電子ジャーナル配信サービスを開始した。約800文献がダウンロードされ、根拠に基づいた医療サービスの提供に寄与した。 (臨床研究センターや臨床研究部の評価制度) <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研究センターや臨床研究部の活動評価を実施し、実績に応じた研究費を配分することにより、病院における臨床研究活動の推進に寄与した。 ・臨床研究センターや臨床研究部の活動評価を実施し、実績に応じた研究費を配分することにより、各特定政策医療分野毎のネットワーク活動の推進に寄与した。 (新しい研究事業の実施) <ul style="list-style-type: none"> ・国立病院機構の医療向上のために、重要性および緊急性の高いテーマとして3課題(DPC導入後の医療サービス、入院中の転倒・転落事象の分析、臨床評価指標)を取り上げ、數十以上上の機構病院が参加した指定研究事業の実施した。結果として、医療事故として最も頻度の高い車両転倒防止と標準化への道筋を提示した。また、臨床評価指標の策定、並びに18年度指標の制定開始に寄与した。 	(政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを活用したE BMのためのエビデンスづくりの推進への努力がみられる。 ・E BM等の大規模臨床研究の順調な推移及び、その成果は評価できる。 ・政策医療関連の研究は有意義である。 ・E BM推進のための大規模臨床研究について、16年度課題について症例登録、患者登録などを終え、追跡調査に入るものと進めている。今後の成果を期待したい。 	(臨床研究センター及び臨床研究部の評価制度) <ul style="list-style-type: none"> ・研究費の獲得状況はどうなのか。 ・臨床研究センター及び臨床研究部の評価制度を設け、評価実績に応じた研究費の配分を実施している。 	(高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・治験費の増加も評価できる。 ・治験実施症例数も着実に増加しているが、本部が中心となつた治験をさらに増加させ、日本の治験をリードしてもらいたい。 ・治験の実績が目標を大きく上回ったことは、期待される役割を果たしていると言える。 ・治験コーエーターの増員は評価できる。 ・治験実施症例数は中期目標の数値を達成している。 ・国内の治験推進に大きな役割を担っている。 ・治験の現場を支え、推進につなげるシステムづくりは見事な連携プレーと治験の推進についても、治験コーエーターの増員などに取り組んでおり、実施症例数も中期目標の数値目標を大幅に上回るなど実績をあげている。 ・受託研究金額も着実に増加している。
・本部紹介の受託研究は47プロトコルでH17'実績約44億200万円から+3.4.3%の増加となっている。	(高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・高度先端医療にもよく取り組んでいる。 ・手順・手続きの明確化は評価できる。 ・職務発明の手順・手続きの明確化は評価できる。 			

中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画			平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績		
3 教育研修事業		3 教育研修事業			3 教育研修事業		
③ 教育研修事業 教育研修事業においては、国立病院機構のネットワークやその有する人的・物的資源を駆使し、独自の育成プログラムに基づく質の高い臨床研修医の養成やキャリアパス制度の構築により質の高い医療従事者の養成を行なうこと。		(1) 質の高い医療従事者の養成 ① 質の高い臨床研修医や専修医の養成に基づく医師のキャリアパス制度の構築			(1) 質の高い医療従事者の養成 ① 質の高い臨床研修医や専修医の養成に基づく医師のキャリアパス制度の構築		
については、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、国内の医療従事者に対する研修事業の充実を図ること。 また、政策医療に関する研修会についても、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、参加人数の2.5%の増加を見込むとともに、地域の医療従事者に対する研修事業の充実を図ること。 また、政策医療に関する研修会についても、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、参加人数の2.0%の増加を見ること。 また、政策医療に関する研修会についても、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、参加人数の2.0%の増加を見ること。		<p>独自の臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な研修医の養成を行うこととし、平成15年度には、中期目標の期間中に、国立病院機構とし受け入れれる臨床研修医数について20%以上の増加(※1)を目指す。</p> <p>併せて、良質な医師を養成するため、レジデント(専門分野の研修医をいう。)の養成システムを見直し、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、国立病院機構として受け入れるレジデント数について20%以上の増加(※2)を目指す。</p> <p>※1 平成15年度 臨床研修医現員数 4 5 5名 ※2 平成15年度 レジデント現員数 8 3 0名</p>			<p>1. 国立病院機構の病院を中心とする独自の臨床研修及びレジデントの育成 ・ 国立病院機構の運営として「医療従事者の研修」が掲げられているが、その中でも医療の中核を担う医師の教育は安全で質の高い医療の提供のために重要であり重点的に取り組んだ。 臨床研修については、管理性若しくは単独型研修指定病院として51病院、協力型研修病院として99病院が指定され、臨床研修に開始する臨床研修マッチングについては、マッチ数293名(昨年度と同じ) 臨床研修医の育成に取り組み、平成19年度に開始する臨床研修マッチングでは、69.9%であった。</p> <p>・ 臨床研修医の受入数 6 9 4名 (平成15年度比 5.2% 増) ・ 後期研修医の受入数 7 4 4名 (平成15年度比 10.4% 減) (事修医 1 6 7名、レジデント 5 7 7名)</p> <p>2. 研修医指導体制の整備 臨床研修指導体制強化のため、国立病院機構独自に「臨床研修指導医養成研修会」を計5回開催した。161名が参加し、研修医の指導にあたる人材育成を行った。</p>		
② 医師のキャリアパス制度の構築		(医師のキャリアパス制度の構築)			<p>1. いわゆる後期臨床研修の充実 臨床研修了後の専門領域の研修システム(いわゆる後期臨床研修)構築に我が国でいち早く着手し、一定水準の臨床能力を持つ患者の目線に立った安全で良質な医療を提供できることのできる専門医を育成するためのシステム作りに取り組むとともに、研修制度確立に向けて医師が本制度に実施のため研修プログラムを作成やその検討を行ない、具体的な検査なども実施する専門医の育成を開始した。平成18年4月より患者の視点に立った安全で良質な医療を提供することのできる専門医の育成を開始した。平成18年度には167名(37病院)の医師が本制度による研修を行なっており、環として専修医制度が研修を開始している。</p> <p>専修医制度においては、アメリカ退院軍人病院等海外の医療現場へ派遣し、制度の設立のための準備を行い、平成18年度7名の医師を派遣する専修海外留学制度においては、医療安全や医療マネジメントといった手法を学ぶコースを設立する。今後は医療マネジメントを学ぶコースを設立する予定である。</p>		

【説明資料】
資料49：国立病院専修医運営要領 [226 頁]
資料50：国立病院機構専修医制度 (いわゆる後期臨床研修) [230 頁]

中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 繕	
③ 看護師のキャリアパス制度の構築	② 看護師のキャリアパス制度の構築	1. キャリアパス制度の充実 国立病院機構の看護部門により一層魅力的なものとしていたため「国立病院機構における看護師確保に関する検討委員会」において検討した次の施策を平成18年度より実施し、キャリアパス制度の充実を図った。 ①看護教員養成事業の開始 看護教員養成事業を開始することにより附属看護学校の教員になることを希望する、より多くの看護職員が、看護教育養成講習会（講習期間1年間）を受講しやすい体制に整備した。	【看護教員養成講習会受講者数】 平成17年度 23人 → 平成18年度 39人	②看護師のキャリアパス制度の構築	1. キャリアパス制度の充実 国立病院機構の看護部門により一層魅力的なものとしていたため「国立病院機構における看護師確保に関する検討委員会」において検討した次の施策を平成18年度より実施し、キャリアパス制度の充実を図った。 ①看護教員養成事業の開始 看護教員養成事業を開始することにより、同講習会を受講しやすくすることとで、より多くの実習員養成を行つた。このことにより、看護学生の実習指導体制、新人看護師教育担当者（アセサター）への相談やアドバイス等の支援体制の充実が図られた。
③ 看護師のキャリアパス制度の構築	② 看護師のキャリアパス制度の構築	2. 全病院統一研修ガイドラインの運用開始（再掲） 平成18年度より、採用から概ね5年目までの看護師を対象に、経験を積み重ねながら主体的に学習しステップアップしていくための、全病院統一の研修ガイドラインの運用を開始した。 ・看護職員自らが主導的に学習することに取組むことが出来る、べきなのが明確となり支援しやすくなる、既に勤務している看護師も実践能を評価的に評価することができるようになり目標を設定しやすくなる、など教育研修体制がより一層充実した。	【副看護師長のボストン増員】 平成17年度 2,152名 → 平成18年度 2,610名	⑤教育担当看護師長の配置 教育担当看護師長は各病院の状況に応じて配置できるようにしてた結果、20病院専任の教育担当看護師長を配置された。このことで、特定の看護単位を超えた連携や活動が可能となり、より教育研修体制が充実した。	2. 全病院統一研修ガイドラインの運用開始（再掲） 平成18年度より、採用から概ね5年目までの看護師を対象に、経験を積み重ねながら主体的に学習しステップアップしていくための、全病院統一の研修ガイドラインの運用により本ガイドラインの運用により ・看護職員自らが主導的に学習することに取組むことが出来る、べきなのが明確となり支援しやすくなる、既に勤務している看護師も実践能を評価的に評価することができるようになり目標を設定しやすくなる、など教育研修体制がより一層充実した。
③ 看護師のキャリアパス制度の構築	② 看護師のキャリアパス制度の構築	3. 研究休職制度の運用開始 看護に関する研究学科を有する大学院へ進学する者が、研究休職を活用し進学することができるようにするための研究休職制度の運用を開始し、平成18年度には、ます1名が本制度を活用し大学院へ進学した。(平成19年度は3名)卒業後は研究成果を積極的に還元し国立病院機構における医療の向上に貢献していく体制が図られた。	【副看護師長のボストン増員】 平成17年度 52人 → 平成18年度 196人	④副看護師長のボストン増員 看護師長を補佐しスタッフ看護師に対する教育指導の点で、強いリーダーシップを發揮していくことが期待される副看護師長のボストン増を行つた。このことにより、部下の看護師や看護実習生に対して、より細やかな教育指導が行える体制となつた。	4. 研究休職制度の運用開始 看護に関する研究学科を有する大学院へ進学する者が、研究休職を活用し進学することができるようにするための研究休職制度の運用を開始し、平成18年度には、ます1名が本制度を活用し大学院へ進学した。(平成19年度は3名)卒業後は研究成果を積極的に還元し国立病院機構における医療の向上に貢献していく体制が図られた。

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績							
<p>3. キャリアパスに基づく研修の実施</p> <p>全病院統一の研修ガイドラインの政策医療分野など自院での研修における実践能力向上を評価項目としたことにより、所属病院が担つている政策医療以外の、他病院の実際の現場から自院の体制の見直しや個人の技術向上等に繋がるよう国立病院機構の実践能力を獲得したり、他病院の実際の現場から自院の体制の見直しや個人の技術向上等に繋がるよう国立病院機構のネットワークを活用した病院間交流研修を実施した。</p> <p>また、引き継ぎ、各病院、クリニック事務所及び本部においてキャリアパスに基づく研修の実施するとともに、専門的な知識・技術を習得するため看護師91人（平成17年度：73人）を専門研修機関へ研修派遣した。</p> <p>(1) 本部・クリニック・病院における研修の実施</p> <p>①幹部管理者研修（国立病院機構本部）……………幹部看護師管理研修Ⅰ 幹部看護師管理研修Ⅱ 幹部看護師管理研修Ⅲ</p> <p>②中間管理者研修（各クリニック事務所）……………看護師長新任研修 1日～5日間 副看護師長新任研修 2日～5日間 医療安全対策研修会 3日～5日間</p> <p>③幹部看護師任用候補者研修（各病院）…………… 30時間</p> <p>(2) 専門研修機関への研修派遣の実施</p> <p>①認定看護師研修……………感染管理コース がん性疼痛看護コース 救急看護 創傷・オストミー・失禁 ホスピスケア 重症集中ケア 新生児集中ケア 手術看護 挿食嚥下障害</p> <p>②教員養成講習（看護研究会）……………幹部教員養成コース （都道府県主催講習）……………看護教員養成コース</p> <p>1年間 1年間 8ヶ月～1年間</p>													
<p>【説明資料】</p> <p>資料51：国立病院機構における看護師確保に関する検討委員会報告書（概要）〔233頁〕</p> <p>資料52：国立病院機構全病院統一の研修ガイドライン〔236頁〕</p> <p>資料53：看護師のキャリアパス制度〔254頁〕</p> <p>資料54：良質な看護師育成のための研修〔258頁〕</p>													

中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績	
④ 質の高い看護師等養成		③ 質の高い看護師等養成		③ 質の高い看護師等養成	
<p>各養成所における第三者によるカリキュラム評価と地域に開かれた公開講座との実施に取り組む養成所は、これまで増加する特徴的な看護師等養成所は、地域医療など、国際的な看護師等養成所においては、第3者によるカリキュラム評価をすべての養成所において実施して教育の質を高めることとともに、再編成により専任教官の充実を図る。また、すべての養成所は、地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施する。</p>	<p>看護師等養成所については、第3者によるカリキュラム評価をすべての養成所において実施して教育の質を高めることとともに、再編成により専任教官の充実を図る。また、すべての養成所は、地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施する。</p>	<p>1. 國立病院機構の特徴を盛り込んだ附属看護学校カリキュラムの改訂</p> <p>國立病院機構の提供する医療の特徴とともに、学生の段階から國立病院機構への帰属意識を醸成し、國立病院機構が担う医療に対する使命感を育んでもいいこととしている。また、2年3年生には、現在のカリキュラムの中で可能な限り政策医療の内容を盛り込んだ授業を実施した。</p>	<p>1. 國立病院機構の提供する医療の特徴である重心・筋ジス・災害医療に対する使命感を育んでもいいこととしている。また、2年3年生には、現在のカリキュラムが、平成19年度より運用することとした。</p>	<p>2. 実習指導者講習会の充実</p> <p>実習指導者講習会を機構自らが実施することが出来るよう指導を行なう指導等についての理解を促すことで理解等についての理解を促すことを実施する実習指導者講習会】</p> <p>【國立病院機構が実施する実習指導者講習会】</p> <p>平成17年度 講習箇所：1カ所、講習者数：52人 → 平成18年度 講習箇所：4カ所、講習者数：196人</p>	<p>2. 実習指導者講習会の充実</p> <p>実習指導者講習会を機構自らが実施することが出来るよう指導を行なう指導等についての理解を促すことを実施する実習指導者講習会】</p> <p>【國立病院機構が実施する実習指導者講習会】</p> <p>平成17年度 講習箇所：1カ所、講習者数：52人 → 平成18年度 講習箇所：4カ所、講習者数：196人</p>

【説明資料】質の高い看護師等養成 [262 頁]

資料 55 : 質の高い看護師等養成

中期目標		中期計画		平成18年度計画		平成18年度の業務の実績	
⑤ EBMの普及のための研修人材養成		④ EBMの普及のための研修人材養成		④ EBMの普及のための研修人材養成		④ EBMの普及のための研修人材養成	
<p>政策医療ネットワークにおいて、EBMに基づいた人材の養成を行なう。政策医療ネットワーク等を用いて、研究会等を開催して良質な医療従事者の養成を図る。</p> <p>また、治験・臨床研究推進のための治験コーディネーター等のEBMに精通した人材の養成を行う。</p> <p>政策医療ネットワーク等においては、これらの研修内容等の充実に努めるとともに、当該研修会への参加入数について2.5%以上の増加(※)を目指す。 ※ 平成15年度実績 研修会参加人数 1, 525名</p>		<p>政策医療ネットワークによる臨床研究会等を開催して良質な医療従事者の養成を図る。</p> <p>当該政策医療ネットワーク等が中心となる中核となり、当該政策医療nettワークが中心となることにおける医療普及の根拠に、多職種の医療従事者を対象に年1回以上行い、良質な医療従事者の養成を行なう。また、研究会等を継続的、治験に開する、引導等を行い、臨床研究の推進を図ることとする。</p>		<p>政策医療ネットワーク等による臨床研究会等を開催して良質な医療従事者の養成を図る。</p> <p>当該政策医療nettワーク等が中心となることにおける医療普及の根拠に、多職種の医療従事者を対象に年1回以上行い、良質な医療従事者の養成を行なう。また、研究会等を継続的、治験に開する、引導等を行い、臨床研究の推進を図ることとする。</p>		<p>1. EBMの普及のための研修会</p> <p>平成18年度は、治験コーディネーターアドバンスド研修会や臨床研究計画手法に関する研修会等を新たに企画するなどEBM推進のための研修会を開催し人材の育成を行つた。</p> <p>研修会の総参加者は、3, 137名であり、平成15年度に比べ10.6%増加した。</p> <p>(1) 質の高い治験・臨床研究を推進するための研修</p> <p>①質の高い治験を推進するための研修会(再掲)</p> <p>質の高い治験を推進するため、治験コーディネーター(初級)、治療を担当する医師及び薬剤師、看護師等で治験コーディネーター経験が3年以上の治験関係者等の総計948名を対象に延べ19回、27日間の研修を実施し、中核となる人材を養成した。</p> <p>②臨床研究のデザインと進め方にに関する研修会</p> <p>国立病院機構内の多職種にわたる医療従事者(職員)を対象に、臨床現場における疑問について、研究デザインと進め方による研修を行つた。平成18年度は3回行い、合計76名の職員が2日間の研修会に参加した。</p> <p>③データマネジメント研修会</p> <p>臨床研究の進め方及び臨床研究におけるデータマネジメントの意義・重要性を身につける事を目的として、49名の職員を集めて研修会を行つた。</p> <p>(2) 臨床研究センター等を中心とした研修、ブロック単位での研修</p> <p>臨床研究センター8施設や政策医療の中心的役割を担う施設が中心となり、EBM推進の観点から各医療分野にて研修会を実施した。また、ブロック単位で医療安全、臨床研究指導医の養成、小児救急等国立病院機構において重点的に取り組む課題に関して、データマネジメント研修会に参加した。</p> <p>2. 国立病院機構総合医学会の開催(附録)</p> <p>国立病院機構の職員等に対し、学術研究の成果を発表する機会を与え、職員の自発的な研究の取組みを奨励し、職員が行う研究レベルの向上を図り、また、研究者のみなならず参加する国立病院機構職員の活性化を目的として、平成18年9月22日・23日に開催した。今年度からは本部職員も積極的に参加し、また医師や看護師だけではなく、護生やその他の職種も多数参加して、最新知識の普及、患者に求められる医療の推進方策についてなど之意見交換を行なう学術集会となつた。</p>	
				<p>【説明資料】</p> <p>資料56：EBMの普及のための研修会実施状況〔269頁〕</p> <p>資料34：国立総合医学会の開催状況〔138頁〕</p>			

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績
(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施	(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施	(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施	(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施

政策医療ネットワークにより確立したEBMの成果等を普及させるとともに、各病院は、地域医療従事者を対象とした研究会等の開催により地域医療への貢献を行った。当該研究会の内容の充実に努める所存である。中間目標の期間の最終年度において、1~4万人以上の参加(※)を得られるよう努める。

$$\left. \begin{array}{l} \text{※ 平成15年度実績} \\ \text{研究会延べ参加人数} \\ 75, 102名 \end{array} \right\}$$

【説明資料】
資料57：地域医療に貢献する研修事業への取組み〔272頁〕

評価の視点	自己評定	A	評定	A
(全体の項目にわたる意見)				
・中期計画を大幅に上回っているとは評価できない。 ・中期計画に關して、前向きな努力がなされているとは思うが、特筆するほどの項目は見えない。				
(質の高い臨床研修医やレジデントの養成)				
・研修医は増加しているが、研修医の満足度はどうなのか。 ・初期研修医はかなり応募が増加しており評価できる。後期研修医の更なる応募が望まれる。 ・初期研修医の増加に対し、後期臨床研修医は減少しているが問題点は何か、あるのか。				
(質の高いアピアパス制度の構築)				
・医師養成プログラムの開発、医師確保困難病院への派遣等、期待が大きいので一層の努力を望みたい。 ・アスリート候補者に対する医師の留学については、機構の将来への発展に寄与することが期待できるので、さら取り組まれたい。 ・専修海外留学制度の設立は評価できる。 ・医師のキャリアパス制度の構築として、専修医制度を開始した。この制度の今後の充実、専修医の増加が望まれる。				
(看護師のキャリアパス)				
・看護師キャリアパス制度の充実に向けた取組みとして、看護教員養成事業、看護師等養成所における第三者的評議会の開催、大学院へ進学する際の研究休職制度の活用、副看護師長ボストンの増、教育担当看護師長の配置などを実現している。 ・看護師による実習制度の充実と取組みとして、看護教員養成事業、看護師等養成所における第三者によるカリキュラム評議会を実施しているか。 ・また、専任教官配置の充実に取り組んでいるか。				
(看護所における地域に開かれた公開講座を実施しているか。				
・政策医療ネットワークにおいて、E BMに基づく医療を提供するため、研修会等を開催し、良質な医療を推進のための人材養成に取り組んでいるか。また、治験・臨床研究推進のための人材養成に取り組んでいるか。 ・政策医療ネットワークにおいて、E BMに基づいた医療を提供するための研修会について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取組み、着実に進展しているか。				
(看護士の育成)				
・各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会等の開催により、地域医療への貢献を行っているか。 ・当該研究会の内容が本当に務めるとともに、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取組み、着実に進展しているか。				
(E BMの普及のための研修人材養成)				
・E BM推進のための研修従事者を対象とした研究会等を開催し、前年に比べ7、294名多い109、373名の参加を得た。 ・E BM推進の努力を今後も期待したいと思います。				

評価の視点	自己評定	A	評定	A
災害や公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、医療班の派遣等の迅速かつ適切な対応を図っているか。 また、災害医療研修等が充実しているか。	<p>(災害救援活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年5月27日にインドネシア・ジャワ島で発生した大地震被災地へ派遣された政府の国際緊急援助医療チーム(医師1名、看護師1名)が参加し、救援活動を行った。 平成19年3月25日に発生し、多数の死傷者を出した能登半島沖地震に開いて、金沢医療センター並びに災害医療センターから直ちに医療班を現地へ派遣して負傷者の受入を行った。また、平成19年4月以降も、引き続き医療班を派遣するとともに、医王病院、北陸病院も加わり児童精神科医を中心とした専門職員による「子どもたちのこころのケアチーム」を派遣し、ケア活動に従事した。約1ヶ月間の現地活動期間中には、4病院から医療班8班(40名)を派遣し被災地支援を行った。 <p>(災害医療研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害医療研修については、本部主催、プロック主催の研修のほか、災害医療センターにおいて、厚生労働省医政局から委託を受けた「日本D.M.A.T隊員養成研修」を実施し、都道府県から推薦された101病院50名が参加するなど、量的・質的にも充実させた。 	<p>(項目全体にわたる意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相応の活動と評価活動は評価されるが、広報活動も必要である。 災害救援活動への貢献は評価できるが、さらなる活動が期待される。 災害救援活動を上げていることは評価できる。 厳しい条件下で、実績を確保に何らかの工夫が必要であろう。 能登沖地震の小児科医等の評価する。 D.M.A.T研修50名の参加は評価できる。 災害救援活動について、迅速かつ適切に対応している。 災害医療センターにおいては、災害救助のための研修、設備などの充実を行っている。 	評定	A

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績
第3 業務運営の効率化に関する事項 企業会計原則の下、収支相償（経常損益ベース。以下同じ。）の運営が求められる独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、国立病院機構の業務運営全般において、改本的な改善を図るとともに、財務面においては、取支相償（経常損益ベース。以下同じ。）の経営を目指す。これらと併せて、以下の業務の効率化を推進する。	第2 業務運営の効率化に関するべき措置 企業会計原則が適用されることに対するべき措置として、会計ルールを見直すことともに、部門別決算、月次決算等を導入する。また、財務面においては、国立病院機構全体として収支相償（経常損益ベース。以下同じ。）の経営を目指す。これらと併せて、以下の業務の効率化を推進する。	第2 業務運営の効率化に関するべき措置 月次決算において引き続き実施する施設において着実に実施するところとともに、実務に努力し、引き続き各病院がその財務状況を確実に把握できる体制の確立に努める。	第2 業務運営の効率化に関するべき措置 平成18年度において引き続き実施する施設において引き続き実施するところとともに、実務に努め、実務がその財務状況を確実に把握できる体制の確立に努める。	平成18年度の業務の実績
<p>① 効率的な業務運営体制の確立 効率的な業務運営体制とは、組織の後割分組の明確化、管理体制の再編成、彈力的な組織の構築を行い、加えて、その期待される効率を確保しながら、看護師等養成所については、質の高い養成を行うとともに、効率的な運営の観点から再編成を行うこと。</p> <p>また、看護師等養成所については、本部・ブロック組織の役割分担を明確化し、同一業務を分掌することで、効率的な体制とする。このため、管理業務は原則本部が実施することとし、地方で実施した方が合理的で効率的な業務についてはブロック毎に事務所を設置して処理することとする。ブロック事務所は、病院の事務処理支援機能に重点を置いた組織運営とする。</p> <p>② 効率的な管理組織体制 平成15年度末の8ブロックを平成16年4月1日に6ブロックに改組する。また、機構本部・ブロックの職員配置については、平成15年度末の本省国立病院部及び地方厚生（支）局病院管理部の定員3,88名から平成16年4月1日に本部・ブロック合計の職員数を2,91名へ見直しを行う。</p>	<p>① 効率的な業務運営体制の確立 効率的な業務運営体制においては、本部・ブロック組織、院内組織及び職員配置等について、効率的な運営が可能となる組織とする。</p> <p>(1) 本部・ブロック組織の役割分担</p> <p>① 役割分担</p> <p>本部・ブロック組織の役割分担に基づく業務の充実化、業務の充実化における業務の支援機能を実施していく。</p> <p>(2) 本部・ブロック組織の役割分担</p> <p>① 役割分担</p> <p>本部・ブロック組織の役割分担を明確化し、同一業務を分掌することで、効率的な組織運営とする。このため、管理業務は原則本部が実施することとし、地方で実施した方が合理的で効率的な業務についてはブロック毎に事務所を設置して処理することとする。ブロック事務所は、病院の事務処理支援機能に重点を置いた組織運営とする。</p> <p>② 効率的な管理組織体制</p> <p>平成15年度末の8ブロックを平成16年4月1日に6ブロックに改組する。また、機構本部・ブロックの職員配置については、平成15年度末の本省国立病院部及び地方厚生（支）局病院管理部の定員3,88名から平成16年4月1日に本部・ブロック合計の職員数を2,91名へ見直しを行う。</p>	<p>① 効率的な業務運営体制の確立 効率的な業務運営体制においては、本部・ブロック組織、院内組織及び職員配置等について、効率的な運営が可能となる組織とする。</p> <p>(1) 本部・ブロック組織の役割分担</p> <p>① 役割分担</p> <p>1. 本部の役割分担 5部14課体制で、月次決算、年度計画、人員計画、投資計画、医薬品、医療機器の購入に係る共同入札を実施した。</p> <p>2. ブロック事務所においては、1部5課体制で、本部と管内病院との連絡調整等の支援業務を行った。</p> <p>また、管内基幹病院の院長から選任したブロック担当理事の下、管内の人材交流の促進を目的とする人事調整会議を設置し、管内的人事異動及び職員の採用を行い、併せて病院の月次評議会の実施及び各病院の経営改善計画の参考にした。</p> <p>② 効率的な管理組織体制</p> <p>1. 6ブロックによる効率的な管理業務の継続 本部と北海道東北、関東、信越、東海北陸、近畿、中国四国及び九州ブロックの6ブロック体制による効率的な管理組織体制を継続した。本部・ブロック合計の職員数は17年度と同様に2,91名で、効率的な管理組織体制を維持した。</p> <p>2. 組織的な内部監査・経営指導の実施</p> <p>(1) 内部監査について 平成17年度においては、平成17年度において重視する事項とした契約、支払、未収金、投資方針、現金の取扱い及び個人情報保護法に関する事項に、新たに、新会計規程の実施状況及び医療安全管理に関する事項を加え、実施に当たっては、ブロック事務所を活用し、書面及び電子メールによる内部監査を効率的に実施した。</p> <p>なお、平成18年度においては、一部の職員による共益費の業務上横領などの不正事例が発覚したことから、経理事務の適正化に向けた取組みを徹底させるとともに、再発防止について指導を実施した。</p> <p>(2) 経営指導について 平成18年度の経営指導対象病院の選定基準を定め、23の病院に対してブロック事務所を活用し、効率的に実施した。</p>	<p>【説明資料】 資料61：平成18年度経営指導の実施について [280 頁]</p> <p>資料62：平成18年内部監査概要 [282 頁]</p>	

中 期 目 標		平成 18 年 度 の 業 务 の 実 績		
(2) 弹力的な組織の構築		平成 18 年 度 計 画		
① 院内組織の効率的・彈力的な構築 弹力的な体制の標準型に基づき、各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。		(2) 弹力的な組織の構築 ① 院内組織の効率的・彈力的な構築 病院内の組織については各病院の地域事情や特性に考慮した体制とした。 1. 診療部門の組織体系については、部長数、医長数は部下数や、地域事情に考慮した組織で、効率的・弹力的な組織体制とした。		
② 院内組織の効率的・彈力的な構築 平成 16 年度の組織体制を基本に、2か年での運営状況も踏まえ特性や特性を考慮した、より効率的な体制とする。		(2) 弹力的な組織の構築 ② 院内組織の効率的・彈力的な構築 1. 事務部門 収益と費用を一元管理する企画課、庶務及び労務を司る管掌課の2課体制で効率的な体制を維持した。 また、病床規模に応じた事務部門の員直しを検討し、平成 19 年度期首に事務部長制から事務長制とした。 2. 事務部門 収益と費用を一元管理する企画課、庶務及び労務を司る管掌課の2課体制で効率的な体制を維持した。 また、病床規模に応じて事務部長制に1病院の移行を実施した。 さらに事務部長制に1病院の移行を実施した。 また、それ以外の病院においても、松江病院に事務部長制を採用した。また、その他の病院に事務部長制を採用した。 3. 病院長複数制を導入 副院長の役割と院内での位置づけを明確化し、平成 18 年度においては、院長等が非常勤理事を兼ねる東京医療センター、大阪医療センター及び熊本医療センターの3病院で副院長複数制を導入した。 4. 副院長複数制を導入 副院長の役割と院内での位置づけを明確化し、平成 18 年度においては、院長等が非常勤理事を兼ねる東京医療センター、大阪医療センター及び熊本医療センターの3病院で副院長複数制を導入した。 5. 地域医療連携室の設置 地域医療連携室との連携強化を図るために、新たに 25 病院で専任の職員を配置し、平成 17 年度までに 84 病院で専任化を行い、紹介率等の向上を図った。		
③ 組織運営の方針 ア 副院長複数制の導入 病院の機能に応じて特命事項を担当する副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置づけを明確化する。		③ 組織運営の方針 ア 副院長複数制の導入 副院長複数制及び特命副院長を増やしていく。新たに施設で特命副院長を設置する。		
④ 地域医療連携室の設置 <small>[平成16年度実績額]</small> すべての病院に地域医療連携室を設置して、地域医療との連携への取組を強化する。		④ 地域医療連携室の設置 <small>[平成16年度実績額]</small> 全施設に設置されている医療安全管理制度の専任職員を増やすことで、新たに 1 施設で専任化を図る。		
⑤ 医療安全管理室の設置 <small>[平成16年度実績額]</small> すべての病院に医療安全管理室を設置して、リスクマネジメントへの取組を強化する。		⑤ 医療安全管理室の設置 <small>[平成16年度実績額]</small> 全施設設置されている医療安全管理制度の専任職員を増やすことで、新たに 1 施設で専任化を図る。		
⑥ 看護部門の体制強化 看護部門については、病棟部門と外来部門の連携の推進をはじめ、効率的な管掌室を設置して、リスクマネジメントへの取組を強化する。		⑥ 看護部門の改革 看護部門については、病棟部門と外来部門の連携の推進をはじめ、効率的な管掌室を設置して、リスクマネジメントへの取組を強化する。		
⑦ 看護部門の改革 看護部門については、病棟部門と外来部門の連携の推進をはじめ、効率的な管掌室を設置して、リスクマネジメントへの取組を強化する。		⑦ 看護部門の改革 病棟部門には必要な職員数はすべて常勤職員で配置し、外来部門には看護師長等の管理者などの常勤職員は配置するものの、短時間の非常勤職員の確保が可能な場合に合わせた非常勤職員の配置を極力行うなど、サービス水準の維持を図りつつ、病棟部門・外来部門の連携を行うなどの効率的・効果的な運営を目指した看護師配置とした。 また、上位基準取得に必要な看護師の確保と夜勤回数に配慮した配置、並びに副看護師長の複数配置などの体制整備を行った。		

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績	
		オ 事務部門の改革 事務部門については、従来の管理業務主体の組織から経営企画重視の組織とする。		オ 事務部門の改革 事務部門と管理部門の2企画体制による効率的・効果的な運営を継続するとともに、部門別決算の実施に努める。		オ 事務部門の改革 企業会計原則に基づく的確な経営状況の把握、経営状態を踏まえた適正な運営、経営戦略の立案にあたる企画課と、庶務及び労務を司る管理課の2課体制で効率的な組織体制とした。また、部門別決算を実施し、各部門毎の経営状況の把握を行った。	
				【説明資料】 資料 63：複数制副院長の設置状況〔285頁〕 資料 64：専任の職員を配置した病院〔287頁〕			

平成 18 年度の業務の実績			
中期目標	中期計画	平成 18 年度計画	平成 18 年度計画
(3) 職員配置	(3) 職員配置	(3) 職員配置	(3) 職員配置
各部門における職員の配置数について、各職員の職務と職質を考慮して、適切なものとすることも、業務量の変化に対応した柔軟な配置ができる仕組みとする。	各部門における職員の配置数について、各職員の職務と職質を考慮して、常勤職員と非常勤職員とに、業務量の変化に対応した柔軟な配置とした。	1. 業務量の変化に対応した柔軟な配置 (1) 病棟部門には必要な職員数はすべて常勤職員で配置した。また、平均在院日数の短縮により、上位基準が取得可能な病院及び特定集中治療室などの施設基準が得られるよう、職員を配置し、収支の改善を行った。 (2) 外来部門には看護師長等の管理職員などは配置するものの、短時間の非常勤職員の確保が可能である場合は外來受付時間や外來診療時間帯に合わせた非常勤職員の配置を行った。	1. 業務量の変化に対応した柔軟な配置 各部門において、常勤職員と非常勤職員による業務量の変化に対応した柔軟な配置とした。 (1) 病棟部門には必要な職員数はすべて常勤職員で配置した。また、平均在院日数の短縮により、上位基準が取得可能な病院及び特定集中治療室などの施設基準が得られるよう、職員を配置し、収支の改善を行った。 (2) 外来部門には看護師長等の管理職員などは配置するものの、短時間の非常勤職員の確保が可能である場合は外來受付時間や外來診療時間帯に合わせた非常勤職員の配置を行った。
(4) 職員の業績評価等の適切な実施	(4) 職員の業績評価等の適切な実施	(4) 職員の業績評価等の適切な実施	(4) 職員の業績評価等の適切な実施
組織目標を効率的かつ効果的に達成するため、職員の業績を適切に評価する人事評価制度を導入する。	平成 17 年度に実施した副院長等の年俸制並びに季賞与で実施した役職員の業績評価を継続する。また、役職員以外の職員に対する業績評価の導入のための具体的な検討を行う。併せて、業績評価の昇給への反映の実現に取り組む。	1. 年俸制職員及び後職員の業績評価の適切な実施 平成 17 年度から年俸制を適用している院長及び副院長等（医長以上の医師）につきて、前年度（平成 17 年度）の各個人の業績及び各病院の医療面・経営面の評価を踏まえ、一括して年俸を決定し、平成 18 年度から全ての管理職に実施している業績評価について、平成 18 年度も継続し、賞与及び年度末賞与に反映させた。 2. 全職員への業績評価の実施に向けた着実な取組み (1) 一般職員の業績評価制度の導入に向けた取組み 管理職に実施している業績評価を踏まえ、一般職員に対する業績評価制度の導入に向けて、具体的な案を平成 18 年 10 月に職員に提示した。 (2) 業績評価の結果を適切に反映させるための給与制度の改正を行い、平成 18 年 7 月に施行した。 ・国家公務員の給与構造改革に準じて、次の給与制度の改正を行った。 ・勤務成績が優秀な者に対する業績手当（業績反映部分）の配分額を拡大	平成 17 年度に実施した副院長等の年俸制並びに季賞与で実施した役職員の業績評価を継続する。また、役職員以外の職員に対する業績評価の導入のための具体的な検討を行う。併せて、業績評価の昇給への反映の実現に取り組む。

中期目標		中期計画		平成18年度計画		平成18年度の業務の実績	
(5) 外部評価の活用等		(5) 外部評価の活用等		(5) 外部評価の活用等		(5) 外部評価の活用等	
独立行政法人評価委員会の評価結果を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査人による会計監査を有効に活用する。	独立行政法人評価委員会の評価結果を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査人による会計監査を有効に活用する。	独立行政法人評価委員会の評価結果を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査人による会計監査を有効に活用する。	独立行政法人評価委員会の評価結果を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査人による会計監査を有効に活用する。	1. 評価委員会による評価の周知徹底 独立行政法人評価委員会の平成17年度実績に対する評価結果について、国立病院機構のホームページ・国立病院機構の広報誌等で各病院への周知を行うことにより病院運営に反映させたための意識付けを行った。 2. 会計監査人による病院監査の実施 (1) 現地監査 本部及びブロック事務所並びに全病院を対象に、1病院あたり1回の会計監査を受け、会計処理等の指摘事項を踏まえて業務改善を図った。 (2) 重点施設監査 4箇所	1. 評価委員会による評価の周知徹底 独立行政法人評価委員会の評価結果を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査人による会計監査を有効に活用する。	1. 評価委員会による評価の周知徹底 独立行政法人評価委員会の評価結果を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査人による会計監査を有効に活用する。	1. 評価委員会による評価の周知徹底 独立行政法人評価委員会の評価結果を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査人による会計監査を有効に活用する。
3. 会計制度に関する説明会の開催 (1) 一般簿記研修 全病院の会計業務に携わる管理者及び人事異動により初めて会計業務に携わる職員を対象に、簿記の基本的な仕組み等について理解を深め、会計処理業務における管理者の内部統制の質的向上を目的に、全国12箇所で研修を行った。 (2) 財務会計習熟研修会 各病院の日常的な会計処理の中から特に重要であり、注意を要する医事業務、固定資産管理に関する会計処理について理解を深め、さらなる会計処理の習熟を図ることを目的に全病院の会計業務に携わる職員を対象に、全国12箇所で研修を行った。							
4. 会計監査人からの助言 後後の法人全体の業務の改善及び効率化の材料として経営に役立てている。	4. 会計監査人からの助言 後後の法人全体の業務の改善及び効率化の材料として経営に役立てている。	4. 会計監査人からの助言 後後の法人全体の業務の改善及び効率化の材料として経営に役立てている。	4. 会計監査人からの助言 後後の法人全体の業務の改善及び効率化の材料として経営に役立てている。				
5. 会計監査人と連携した内部監査の実施 (1) 平成17年度に引き続き、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すことを目的に、会計監査人において実施する会計監査の実施状況等を踏まえつつ、諸規程に対する合規性、業務運営の適正及び効率性を監査し、問題点の把握、検証及び改善を図るため、平成18年度においても、書面及び実地にて監査を実施した。	5. 会計監査人と連携した内部監査の実施 (1) 平成17年度に引き続き、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すことを目的に、会計監査人において実施する会計監査の実施状況等を踏まえつつ、諸規程に対する合規性、業務運営の適正及び効率性を監査し、問題点の把握、検証及び改善を図るため、平成18年度においても、書面及び実地にて監査を実施した。	5. 会計監査人と連携した内部監査の実施 (1) 平成17年度に引き続き、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すことを目的に、会計監査人において実施する会計監査の実施状況等を踏まえつつ、諸規程に対する合規性、業務運営の適正及び効率性を監査し、問題点の把握、検証及び改善を図るため、平成18年度においても、書面及び実地にて監査を実施した。	5. 会計監査人と連携した内部監査の実施 (1) 平成17年度に引き続き、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すことを目的に、会計監査人において実施する会計監査の実施状況等を踏まえつつ、諸規程に対する合規性、業務運営の適正及び効率性を監査し、問題点の把握、検証及び改善を図るため、平成18年度においても、書面及び実地にて監査を実施した。				
① 書面監査 (実施数) 本部、全プロック事務所及び全病院に対し実施 (計153施設)							
② 寒地監査 平成17年度に寒地監査を行わなかつた病院の他、会計監査人の指摘、平成17年度の事務処理状況、書面監査の実施状況等を踏まえ、本部が特に必要と判断した病院を対象に実地による監査を実施。 (重点事項) 契約、支払、未収金、投資効果、現金の取扱い、個人情報保護法、医療安全管理に関する事項 (実施数) 146病院中、77病院に対し実施 (2年間で全病院に対し実施)							
② 監査後の対応 内部監査報告書で報告された事項については、理事長より、速やかに改善措置を講じるよう通知し、改善状況を平成19年5月までに報告させた。また、平成19年3月に、全病院に対して内部監査の結果により改善が必要な事項及び会計規程等の遵守について周知徹底を行った。	② 監査後の対応 内部監査報告書で報告された事項については、理事長より、速やかに改善措置を講じるよう通知し、改善状況を平成19年5月までに報告させた。また、平成19年3月に、全病院に対して内部監査の結果により改善が必要な事項及び会計規程等の遵守について周知徹底を行った。	② 監査後の対応 内部監査報告書で報告された事項については、理事長より、速やかに改善措置を講じるよう通知し、改善状況を平成19年5月までに報告させた。また、平成19年3月に、全病院に対して内部監査の結果により改善が必要な事項及び会計規程等の遵守について周知徹底を行った。	② 監査後の対応 内部監査報告書で報告された事項については、理事長より、速やかに改善措置を講じるよう通知し、改善状況を平成19年5月までに報告させた。また、平成19年3月に、全病院に対して内部監査の結果により改善が必要な事項及び会計規程等の遵守について周知徹底を行った。				

中 期 目 標					平 成 1 8 年 度 計 画					平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績				
(6) 看護師等養成所の再編成					(6) 看護師等養成所の再編成					(6) 看護師等養成所の再編成				
<p>看護師等養成所については、車いすによる質の高い実施を行うとともに、その効率的な運営の観点から再編成を行い、平成15年度の80ヶ所から中期目標の期間中に49ヶ所とする。</p>					<p>引き続き着実に再編成を実施するなどにおいては、学実施する養成人立等の看護学校や看護大学を誘致する取組を進める。</p>					<p>1. 看護師等養成所再編成計画の推進 平成18年度に開校予定の2施設については、関係官署への閉校申請等の閉校に向けた準備を行い、計画通り平成19年3月末に廃止した。 2. 学校法人立等の看護学校・看護大学の建物や跡地を有効に活用する観点から、引き続き学校法人による大学等の誘致を推進する取組みを行った。 ・千葉東病院附属看護学校：学校法人が大学看護系学部を設置。(H19.4) ・福岡東医療センター附属看護学校：学校法人が看護大学を設置予定。(H20.4)</p>				

【説明資料】
資料 68：看護師等養成所の再編成 [307 頁]

中 期 目 標				平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績				
3 再編成業務の実施				平 成 1 8 年 度 計 画				
3 再編成業務の実施				3 再編成業務の実施				
<p>独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第7条に基づく業務として、「国立病院・療養所の再編成業務」が定められており、その経過が予定されている8件を、その経管に留意しつつ着実に実施する。</p> <p>旧国立病院・療養所の再編成業務について、中期目標の期間中に統合が予定されている中、新病院の具体的な医療機能等の基本計画策定に向け、国立病院機構と併設する県立養護学校の移転が具体化する中、香川県、普通寺市で協議を行っている。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ○ 西礼幌・札幌南（平成21年度予定） 円滑に進めるため、平成18年10月に「開設準備検討会」を本部に設置し、平成19年5月に建設工事に着手した。 ○ 普通寺・香川小児（平成23年度予定） 併設する県立養護学校の移転が具体化する中、香川県、普通寺市の三者で協議を行っている。 				

評価の視点	自己評定	A	評定		A
			評定	A	
・本部・プロック組織について、役割分担を明確にし、同一業務を分掌しない体制にするなど効率的な運営が可能な組織としているか。	(効率的な組織体制) ・病床規模に応じた事務部門の見直しを検討し、3病院において事務部長制を事務長制へ移行させた。	(項目全体にわたる意見) ・より以上の業務運営の効率化、管理体制（特に内部監査体制の充実）の強化が望まれる。	評定	A	
・各病院の組織については、効率的な体制に基づき、病院の地域事情や特性を考慮した効率的な体制としているか。	(職員配置) ・職員配置については、離職後の常勤職員の後補充は行わず、短時間の非常勤職員での補充又はアウトソーシングでの対応により計画を大幅に上回る純減を図った。（平成18年度 純減236人）	・実地監査に関することは評価できるが、監査チームがしっかりと不正に関することが大切である。ただし、実地監査は特に注意していく必要があり、監査チームがしっかりと立行政改革の手段に大きな成果は見えない。			
・職員配置数とともに、業務量の変化に対応した柔軟な配置ができる仕組みになっているか。	(職員の業績評価) ・前年度からの人事評価を引き継ぎ実施し、制度の定着が図られた。	・3年目ともなると、組織改革の努力にも限界が出てくるのかかもしれない。			
・独立行政法人評議会による会計監査人による会計監査を有効に活用しているか。	・全職員の業績評価の実施に向けて、一般職員の業績評価制度の具体的な案をまとめた。	・一部職員による業務上難渋などの不正事実が発生したことは、誠に遺憾である。再発防止の徹底が必要。			
・看護師等養成所の再編成が着実に進展しているか。	(外部評価の活用) ・会計処理業務について、初心者向けと習熟者向けの研修（延べ24箇所）を実施して、職責に応じたそれぞれの職員のスキルアップを行った。	・本部・プロック組織の役割分担 ・効率的な業務運営体制の確立について、体制、職員数など一段落している。			
・看護師等養成所の再編成を進めるとともに、廃止施設の有効活用を図るために、学校法人等が経営する看護学校の設置場所として跡地や既存の建物等を提供し、併せて、病院が美習施設として協力することを了承した。	(看護師等養成所の再編成) ・着実に看護師等養成所の再編成を進めるとともに、廃止施設の有効活用を図るために、学校法人等が経営する看護学校の設置場所として跡地や既存の建物等を提供し、併せて、病院が美習施設として協力することを了承した。	・院内組織の効率的な構築 ・院内組織の効率的な構築への努力がなされており、効果的な体制づくりがされているが、引き続き努力が必要である。			
・再編成業務について、その経営に留意しつつ着実に実施しているか。	(職員配置) ・職員配置が果たして成果なのか。不補充後の業務の見直しや業務拡大に対する対応が必要。	・技能職員配置 ・技能職員配置が果たして成果なのか。不補充後の業務の見直しや業務拡大に対する対応が必要。			
・再編成業務について、その経営に留意しつつ着実に実施しているか。	(職員の業績評価等の適切な実施) ・業績評価の実施や賞与等への反映は評価できるが、組織力の向上やモチベーションの引き上げにどの程度効果を上げているかを検証する必要がある。	・技能職員への業績評価制度の実施はこれまでであり、効果が生まれることが期待される。注目していただきたい。			
・再編成業務について、その経営に留意しつつ着実に実施しているか。	(再編成業務の実施) ・再編成業務における西札幌・札幌南及び善通寺・香川小児について、統合後の運営・経営に留意した再編成を着実に進めている。	・現職員の「満足度調査」も行うべきである。			
		・再編成業務について、今後の実施に向けて準備を進めているところ。これからである。			

平成18年度の業務の実績						
中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度	中期計画	平成18年度	中期目標
2 業務運営の見直しや効率化による収支改善						
<p>各病院の特性を活かした良質な医療の提供を図ることともに、組織編成や職員の適正配置などの業務運営を見直しを通过对して、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善を促進すること。</p> <p>個々の病院の特色・機能を十分に發揮させることともに、院内の効率的な組織の構築や職員の適正配置を行うことにより、診療報酬上の収支を見直しを通过对して、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善を促進すること。</p>	<p>各病院の特性を活かした良質な医療の提供を図ることともに、組織編成や職員の適正配置などの業務運営を見直しを通过对して、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善を促進すること。</p> <p>個々の病院の特色・機能を十分に発揮させることともに、院内の効率的な組織の構築や職員の適正配置を行うことにより、診療報酬上の収支を見直しを通过对して、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善を促進すること。</p>					

平成18年度の業務の実績				
中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度計画	
<p>③ 建築コスト</p> <p>建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減に直接結びつく一括契約の導入等を図り、投資の効率化を図る。</p>	<p>③ 建築コスト</p> <p>平成16年度における建物整備指針に基づき、引き続きコスト削減に努める。</p>	<p>③ 建築コスト</p> <p>1. 全面建替整備、病棟建替整備8病院、病棟健診整備5病院）に引き続き、平成18年度においても新たに1・2病院、約3,400床【*1】において病棟建替整備の投資枠を示した。うち、4病院（南岡山医療センター、都城病院、医王病院、別府医療センター）においては、既に工事入りを実施し着工した。兵庫中央病院、南岡山医療センター、高松東病院、）</p> <p>平成17年度及び平成18年度に投資枠を示し、既に着工している1・1病院【*2】については、次の取組み等を行った結果、国時代の建築コストの約5.0%で契約することができる。 1) 工事の着工から竣工までの期間を一括に発注（年度別の分割発注の廃止）する仕様を抑制することにより工事期間の短縮を図った。 2) 投資の上限枠（キャップ制）設定や設計の標準化による過剰な仕様を抑ええた。 3) 国時代の建築、電気、機械別に事実上固定して標準化した価格設定とした。（過剰な施設設備の抑制） 4) 中小案件における複数回の入札による契約実績に基づき機構の相場感を形成し価格の引き下げを図った。 * 2 平成17年度 下志津病院、富山病院、愛媛病院、福岡東医療センター、熊本医療センター 平成18年度 南岡山医療センター、都城病院、医王病院、別府医療センター、相模原病院、西札幌病院、</p> <p>なお、病院として必要な機能、安全性及び品質を確保するため、工事監理マニュアルに基づき適切な工事監理を実施するとともに、仕様についても民間病院と同様の仕上げ等で整備を行っている。</p> <p>2. 建築コストの削減</p> <p>平成17年度及び平成18年度の契約実績に基づく工事費標準単価及び標準工事価格を作成し、当初の整備計画、基本設計・実施設計の積算に活用した。また、落札後の価格交渉により更に建築コストを削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準工事価格として、屋上防水、照明器具及びエアコン等の2・3・9品目及び研修医宿舎改修の4件を作成 (1) 当初整備計画の充実 (2) 平成17年度及び平成18年度の契約状況を分析し算定方法を見直すとともに、工事費標準単価及び標準工事価格の活用状況や工事費算定の審査状況をまとめ各病院に情報提供して、建築コストの削減を進めた。 <p>3. 実績検証と定期的な見直し</p> <p>国時代の価格と比較すると全面建替整備、病棟建替整備は、約50%の建築コスト削減となつてている。今後は、契約実績に基づく価格データベースを整備、拡充するとともに、工事費標準単価及び標準工事価格の見直しを行い積算の適正化、効率化を図る。</p> <p>4. 職員宿舎について</p> <p>職員宿舎については、17年度に引き続き民間活力を活用した方式として、建設費用、メンテナンス費用等の効率化ができるリース方式による整備を図った。</p> <p>○平成18年度実績 リース方式16か所承認（西崎玉中央、埼玉、東埼玉、千葉医療、東京、神奈川、新潟、福岡東医療、大阪南医療、長崎医療、鹿児島医療）</p>		

中 期 目 標					平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績					
(2) 業務運営の効率化に関する事項			(2) 業務運営の効率化に関する事項			(2) 業務運営の効率化に関する事項			(2) 業務運営の効率化に関する事項	
<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿つて、人件費削減の取組を行なうこととするが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿つて、人件費削減の取組を行なうことはもとより、公的制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行なう。なお、現中期目標期間の最終年度までにおいても必要な取組を行なうこと。なお、現中期目標期間の最終年度までの間ににおいても必要な取組を行なうこと。なお、現中期目標期間の最終年度までの間ににおいても必要な取組を行なうこと。</p>			<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行なうこととするが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿つて、人件費削減の取組を行なうことはもとより、公的制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行なう。なお、現中期目標期間の最終年度までにおいても必要な取組を行なうこと。なお、現中期目標期間の最終年度までの間ににおいても必要な取組を行なうこと。</p>			<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行なうこととするが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿つて、人件費削減の取組を行なうことはもとより、公的制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行なう。なお、現中期目標期間の最終年度までにおいても必要な取組を行なうこと。</p>			<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行なうが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿つて、人件費削減の取組を行なうことはもとより、公的制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行なう。なお、現中期目標期間の最終年度までにおいても必要な取組を行なうこと。</p>	
<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行なうが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿つて、人件費削減の取組を行なうことはもとより、公的制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行なう。なお、現中期目標期間の最終年度までにおいても必要な取組を行なうこと。</p>			<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行なうが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿つて、人件費削減の取組を行なうことはもとより、公的制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行なう。なお、現中期目標期間の最終年度までにおいても必要な取組を行なうこと。</p>			<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行なうが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿つて、人件費削減の取組を行なうことはもとより、公的制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行なう。なお、現中期目標期間の最終年度までにおいても必要な取組を行なうこと。</p>			<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行なうが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿つて、人件費削減の取組を行なうことはもとより、公的制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行なう。なお、現中期目標期間の最終年度までにおいても必要な取組を行なうこと。</p>	

評価の視点	自己評定	A	評定	A
・各病院の特色・機能を十分發揮させることにより、診療収入等の組織編成費節減に努め、個々の病院において収支相償ないしそれ以上を目指して取り組んでいるか。	（収支改善） ・各病院の機能・規模による病院の運営方針に応じ、職員の適正配置を行つること費及び委託費等に係るコスト削減による収支改善を進め、個々の病院において、実績が評価される仕組みを導入しているか。	（項目全体にわたる意見） ・大幅には上回っていない。着実に進展はしている。 ・経常改善に努力が認められる。 ・平成18年度の診療報酬のマイナス改定にもかかわらず、経常収支率が、10.1・6%となつたことは高く評価できる。	（業務運営の見直しや効率化による収支改善） ・コスト削減が多岐にわたるが、組織的なモラルの低下につながらないよう ^{な一層の立場として「収支改善」ばかりが声高に叫ばれることが多いと思はれてきれない。医療現場が経営のみに走ってほしくない思いは捨てられない。} ・患者の立場として「収支改善」を得ない。医療現場が経営によるマイナスを相当程度カバーした。 ・収支改定による収益の減少をカバーするところも、診療報酬上の上位基準の取得等に努力するとともに、今後、病院再開発のために、さらに経営改善が必要である。	（業務運営の見直しや効率化による収支改善） ・QC活動奨励表彰は素晴らしい取組だと思つ。今後に期待したい。 ・一般管理費について、15%以上の節減という中期目標に対して18年度までに3.8・9%の節減を達成と大幅に目標を上回つていている。
・中期計画に掲げる経常収支率に係る目標の達成に向けて、医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検等の取組みを行うことにより、費用の節減等を図っているか。	（会計規程の透明化） ・会計規程の見直しにより契約事務の透明化を図り、あわせて、隨意契約の契約締結状況などの公表基準を定め、ホームページに掲載するなど透明性の確保を行つた。	（業務運営コストの節減等） ・建築コストに關しての対応も効果をあげてきている。 ・建築コストにより国時代のコスト約50%半減で建約したこととは評価できる（反面、国時代がいかにもムダが多かつたかを物語つているが）。 ・医療機器購入に関しても、共同入札などの対応がとられ効果を上げている。 ・医薬品の共同入札は、多品種、規模の観点から評価できる。その他の材料、医療機器の購入についても同様である。むしろ、価格形成への影響が気になる。	（業務運営コストの節減等） ・医療用品の共同入札においては、初めて全国の入札業務を本部にて一括して実施し、医薬品費の抑制を図つた。	（業務運営コストの節減等） ・医療機器整備については、投資効果が見込める医療機器整備を重点的に行うこととし、大型医療機器の共同入札を実施するなど効率的な設備投資を行つることで費用の削減を図り、内部資金の活用を進めることで、長期借入金の縮減を図つた。
・適正な人員の配置等に取り組み、人件費率と委託費率を合計した比率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指して抑制を図っているか。	（医薬品共同入札） ・医薬品の採用促進、同種同効医薬品の整理、共同購入等の開発方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増の抑制を進めているか。	（広告事業への取組み） ・業務運営コストの削減方法として、広告事業への取組みを新たに行った。	（広告事業への取組み） ・業務機器整備について、投資効果が見込める医療機器整備を重点的に行うこととし、大型医療機器の共同入札を実施するなど効率的な設備投資を行つることで費用の削減を図り、内部資金の活用を進めることで、長期借入金の縮減を図つた。	（広告事業への取組み） ・業務運営コストの削減方法として、広告事業への取組みを新たに行った。
・病院建築準備の見直し等を進めるとともに、コスト削減に併びつて一括契約の導入等を図るなど、投資の効率化を図つているか。	（医療機器整備） ・医療機器整備に着目して費用の削減を進めるとともに、一括発注を行つて見直しが行われているか。	（人件費削減） ・人件費率の見直しにについて、平成18年度実績に基づく工事費標準単価及び標準工事価格を作成し、整備計画及び設計の積算に活用することによって費用の削減を進めるとともに、一括発注を行い工事期間の短縮を図つた。	（人件費削減） ・人件費率の見直しは評価できる。	（人件費削減） ・人件費率の見直しにについて、平成15年度に比し3.8・9%の削減を行つた。
・人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年1月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行つたための取組を進めたか。	（建築コスト） ・病院建築準備に見合つた職員配置とした。一方で医療法及び診療報酬上の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の待遇の改善等にも留意した職員配置を行つた。	（人件費削減の取組み） ・技能職の退職後不補充並びに非常勤職員への切替及びアウトソーシング化、非効率病棟の整理・集約などにより収益に見合つた職員配置とした。一方で医療法及び診療報酬上の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の待遇の改善等にも留意した職員配置を行つた。	（人件費削減の取組み） ・給与体系の見直し	（人件費削減の取組み） ・国家公務員の給与構造改革に準じて、基本給の引き下げ・地域手当の創設や昇給制度の改正など後職員の給与について必要な見直しを行つた。
・国公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。	（Q.C活動に対する取組み） ・病院運営のあらゆる課題について、積極的な業務改善等の取組みを行つた。	（Q.C活動に対する取組み） ・病院運営のあらゆる課題について、積極的な業務改善等の取組みを行つた。	（Q.C活動に対する取組み） ・病院運営のあらゆる課題について、積極的な業務改善等の取組みを行つた。	（Q.C活動に対する取組み） ・病院運営のあらゆる課題について、積極的な業務改善等の取組みを行つた。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績											
② 病床の効率的な利用の推進	② 病床の効率的な利用の推進	② 病床の効率的な利用の推進	② 病床の効率的な利用の推進											
<p>病診連携・病病連携の推進等により平均在院日数の短縮を図るなどに新規患者数を増加させる等により、収支の改善に努める。</p> <p>引き続き病診連携・病病連携の推進等により平均在院日数の短縮を図るなどに新規患者数を増加させる等により、収支の改善に努める。</p>	<p>1. 病棟の稼働状況に応じた整理・集約</p> <p>病診・病病連携による紹介率・逆紹介率等により地域における連携体制を強化する一方で、平均在院日数の短縮化等により病床稼働率が著しく低下する状況が長期化する。これにより退院を促進するごとに新規患者数を増加する病床等を整理・集約し病床稼働率の効率化を図った。これにより、患者数を上回る過大な提供体制に起因する大幅な赤字拡大を防止するとともに、医療人材の充実と医療人材の効率的な配置を図った。</p> <p>(内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>一般病床</td> <td>一日平均入院患者数 △3 4. 4人</td> <td>3病院 4 3 2床</td> </tr> <tr> <td>結核病床</td> <td>△1 5 8. 4人</td> <td>8病院 1病院 3 6床</td> </tr> <tr> <td>療養病床</td> <td>△2 5. 5人</td> <td>8病院 4 4 3床</td> </tr> <tr> <td>精神病床</td> <td>△3 3 0. 1人</td> <td>合計 2 0病院 1, 0 4 9床 (2 2個病床)</td> </tr> </table>	一般病床	一日平均入院患者数 △3 4. 4人	3病院 4 3 2床	結核病床	△1 5 8. 4人	8病院 1病院 3 6床	療養病床	△2 5. 5人	8病院 4 4 3床	精神病床	△3 3 0. 1人	合計 2 0病院 1, 0 4 9床 (2 2個病床)	<p>1. 病棟の稼働状況による紹介率・逆紹介率等により地域における連携体制を強化する一方で、平均在院日数の短縮化等により病床稼働率が著しく低下する理由や、病床稼働率が非効率となる病床等を整理・集約し病床稼働率の効率化を図った。これにより、患者数を上回る過大な提供体制に起因する大幅な赤字拡大を防止するとともに、医療人材の効率的な配置を図った。</p> <p>① 一般病床</p> <p>一般的病床については、医療密度の向上により生ずる平均在院日数の減という積極的な理由や、大学からの医師の引き揚げという消極的な理由により、在院患者が減少し病床稼働率が著しく低下する現状が長期化する。また、病棟の整理・集約を行った結果、病院内の他病棟での活用が上位基準取得や、他の病院への異動、新規採用の抑制等により、在院患者数に見合った適正な提供体制の確立を進めている。</p> <p>平成18年度においては、3個病棟（138床）を休棟などにより集約したほか、結核病床とのユニット化も実施した。</p> <p>② 結核病床（新退院基準の実施）</p> <p>結核病床については、結核患者の新退院基準の実施により、結核の入院患者数及び病床利用率は低下傾向にあることから、効率的な病床運営のため、複数の結核病床を一部削減する一方で、結核病床とのユニット化を行っている。当該人員においては、病院内外の他病棟とのユニット化も3例実施した。また、平成19年4月から、2個病棟（100床相当）を廃止したところである。</p> <p>③ 精神病床（急性期型への移行と医療観察法病棟の実施）</p> <p>精神病床については、国の精神病床（100床相当）を踏まえ、既存の精神病棟に長期入院する患者を中心とした病院全体としての機能を急性期型に移行を図る一方で、当該契約に伴い生じる看護職員の再教育等を行い、高い密度の精神医療を行う医療観察法病棟のスタッフとして再配置を進めている。</p> <p>平成18年度においては、医療観察法病棟を設置する病院において9個病棟（443床）を削減したところである。</p> <p>2. 医療の質の向上を伴った収支の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各病院において、地域医療連携の活動強化、救急患者等の積極的受入れ、病床管理委員会の運営などの取組みによつて、病床の効率的な利用及び新規患者数の増加等を図っている。 また、紹介率・逆紹介率等による病院日数の短縮等を図り、診療報酬上の上位基準を積極的に取得するとともに、地域医療支援病院及び地域がん診療連携拠点病院の新規指定を受けなど、医療の質の向上を伴った収支の改善に努めた。
一般病床	一日平均入院患者数 △3 4. 4人	3病院 4 3 2床												
結核病床	△1 5 8. 4人	8病院 1病院 3 6床												
療養病床	△2 5. 5人	8病院 4 4 3床												
精神病床	△3 3 0. 1人	合計 2 0病院 1, 0 4 9床 (2 2個病床)												

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績
			<p>(本部の開拓・支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小規模の案件については、必要最低限の審査（2重投資かどうか、価格は妥当かどうか）としているが、病棟建替等について、建替計画の計画策定の際に、病院と本部の間で、 ① 新入院患者数等からみた適正な総病床数 ② 医療の質の確保（特に夜勤体制）、人員配置の効率性等からみた、適正な病棟編成（各病棟の規模等について、十分に検討し合意をした上で、投資内容を決定する伴組みを整備し、建設案件等において実践している。 <p>○ 結核、精神病床の効率化を促進する一環として、結核病床のユニット化、精神病床の急性期化等について、その費用の一部を本部として補助的運用をする仕組みを設け、医療の質の向上と効率化を進めている。</p> <p>○ 結核、精神病床以外の建物整備についても、医療機器と同様に、キヤウドフローが赤字の病院等に対し、当該病院の借入利子の一定割合を本部として補助するなど、経営が苦しい病院の再投資を新たに設けた。</p> <p>2. 自己資金を積極的に活用した医療機器整備・施設整備</p> <p>2. 医療機器整備・施設整備については、自己資金を積極的に活用することにより、必要な整備量を確保しつつ、長期借入金を抑制した。</p> <p>医療機器整備についでは、総投資額179億円のうち99億円が内部資金（内訳 病院の自己資金等49億円、預託金50億円）であり、その割合は、17年度に引き続き同じ55%と高い水準となっている。</p> <p>施設整備についでは、長期借入金等130億円及び内部資金19億円（内訳：病院の自己資金等10億円、預託金9億円）であり、内部資金の割合は、17年度と比較して6%増の13%となっている。</p>

評価の視点			評定	S
	自己評定	S		
・病診連携・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮を図る とともに新規患者数を増加させる等により、収支の改善に努めているか。	(既存病床の効率的な利用) <ul style="list-style-type: none"> ・一般、結核、精神疾患について、それぞれの状況、必要性等に応じて、病床の整理・集約を図る一方で、当該人員について、病院内の他病棟での活用による上位基準取得や、他病院への異動等により医療人員の効果的な活用を図った。 ① 病床稼働率が著しく低下する状況により、入院患者数が減少した。病床稼働率については、新規基準の実施により入院患者数の減少が生じた病院を対象 ② 結核病床に対する病床稼働率が長期化する病院を踏まえ、急性期型に移行するとともに医療観察法の病棟を整備する病院を対象。 ③ 精神病床については、精神病床の削減という国の方針を踏まえ、急性期型に実施するために、整備面では、結核、精神病床に係る補助のほか、経営が苦しい病院に係る整備について利子補給を行うなどの枠組みを新たに設けた。 	(項目全体にわたる意見) <ul style="list-style-type: none"> ・改善は認められるが、大幅な改善とは考えられない。 ・厳しい財務状況の中での努力は認められるが、設備投資が足りないのではないか? ・全体的に見て、もう一歩の努力が望まれる。 		
・医療機器の稼働率の向上、他の医療機関との共同利用など、効率的な利用を推進しているか。	(効率的・効率的な病棟整備の実施) <ul style="list-style-type: none"> ・病床の効率的な利用の一環として、病院、病棟の建替等の際に、新入院患者等の員込み、医療の質の確保、効率的な人員配置等の面から、病院・本部間で十分に検討した上で、整備内容（病床総数、病棟編成等）を決める枠組みを設けた。 ・これに基づき、平成18年度において建替を決めた病院のうち、3病院に計約1,000床の病床数の削減（約8%減）を図るとともに、全病院で計15の病床数の見直し（病院平均で約1個病棟減）を図った。 	(医療機器の効率的な利用) <ul style="list-style-type: none"> ・高額医療機器の稼働率についでは、平成15年度実績に対して157、883件（13.8%）増加した。また、共同利用数については、平成15年度実績に対し1,18,432件（65.2%）と大幅に増加し、中期計画上の目標である40%を上回った。 ・患者の利便性の向上を図るために時間外利用を積極的に促しているが、CTについては、全体稼働率の約1割弱となつた。また、患者の侵襲性の低下、院内地域資源の有効活用の取り組みも進められており、例えばガンマカーマラは、院内では高機能CT等への移行、地域では院外のPETへの紹介等が進んんでいる。 	(医療機器の効率的な利用の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・予定期間に於ける病床の削減が実現するなかで、必要な医療機器、施設の整備量が目標値を超過する水準で事業が進んでいる。老朽施設等を多く抱える病院機構として極めて重要なアドバイスが行われる。 ・本部の努力が高く評価したいもののが、「力」が大きいもの。 	(病床の効率的な利用の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・病床の削減については、評価できる。 ・病床についても稼働状況に応じて適切に整理集約を図り、効率化を進めている。
・費用対効果や法人全体の財務を総合的に勘案して、必要な医療機器・施設設備の整備を中期計画に沿って行っているか。	(必要な医療機器・施設整備と長期債務の縮減) <ul style="list-style-type: none"> ・機構発足時に抱えていた長期債務を縮減するためには、整備の目標数値が定められたが、それを見込んでいたが、平成18年度までの累計では、当初の予定を超えており、例えばガンマカーマラは、院内地域資源の有効活用の取り組みも進められており、例えは院外のPETへの紹介等が進んんでいる。 	(医療機器・施設整備に関する計画) <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器、施設設備についても妥当である。 ・医療機器、施設設備等を早期化し、ルールを設け、経営状況を勘案しつつ必要な整備が進むよう努めている。 	(機動的な投資のための体制整備) <ul style="list-style-type: none"> ・投資による機構全体の金額的な枠組み（長期債務の縮減等）の下、各病院における投資の個別の状況に応じた適切な投資ができるよう、特別事情の投資の特組みを明確化し、その積極的な運用を本格的に始めたとともに、各病院が実際の投資を早くできるよう、本部手続を平成17年度より早期化し、さらに各病院の投資判断が適切に実施できるよう、各病院における実際の契約状況を本部で集約し、各病院に提供する体制を整備した。 	

中 期 目 標	中 期 計 画	(4) 臨床事業以外の事業に係る費用 の削減等	(4) 診療事業以外の事業に係 る費用の削減等	(4) 診療事業以外の事業に係 る費用の削減等	平 成 1 8 年 度 の 業 务 の 実 績
		平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画	平 成 1 8 年 度 計 画
(4) 臨床事業以外の事業に係る費用 の削減等	(4) 臨床事業以外の事業に係る費用 の削減等	(4) 臨床事業以外の事業に係 る費用の削減等	(4) 臨床事業以外の事業に係 る費用の削減等	(4) 臨床事業以外の事業に係 る費用の削減等	(4) 臨床事業以外の事業に係 る費用の削減等
臨床研究事業や教育研修事業につ いては、競争的研究費の獲得や授業 料等の競争的実績に努め、臨床研究 や教育研修の効率化を図ること。	厚生労働科学研究費補助金等の 外部の競争的研究費の獲得に努 め、中期目標の期間中において、 更なる研究を推進するとともに、 適正な評価を行って研究の効率化 に努める。	① 臨床研究事業	① 臨床研究事業	① 臨床研究事業	① 臨床研究事業

(4) 臨床事業以外の事業に係る費用
の削減等

臨床研究事業や教育研修事業につ
いては、競争的研究費の獲得や授業
料等の競争的実績に努め、臨床研究
や教育研修の効率化を図ること。

① 臨床研究事業

厚生労働科学研究費補助金等の
外部の競争的研究費の獲得に努
め、中期目標の期間中において、
更なる研究を推進するとともに、
適正な評価を行って研究の効率化
に努める。

平成18年度においても、本部研究費
引き続き、競争的資金の獲得
を得たための情報収集、情報
提供、他省庁等の連絡調整、
申請書作成等に関する研究
者の支援を行つ。また、国立病院機構すべ
ての病院を結ぶ治療ネット
ワークを活用し、受託研究
費額の増加を図るとともに、
実施症例数の改善等質の向上を
目指す。

① 臨床研究事業

平成18年度においても、自己収
入の確保や費用節減に努め、その
費用のうち運営費交付金等の割合を
低下させろ。また、運営費交付金対
象事業以外の事業についても効率化
を図る。

平成18年度においても、本部研究費
引き続き、競争的資金の獲得
を得たための情報収集、情報
提供、他省庁等の連絡調整、
申請書作成等に関する研究
者の支援を行つ。また、国立病院機構すべ
ての病院を結ぶ治療ネット
ワークを活用し、受託研究
費額の増加を図るとともに、
実施症例数の改善等質の向上を
目指す。

1. 競争的研究費獲得のための推進及び助言
平成17年度に引き続き、競争的資金の獲得のため、事業を実施する省庁などから研究内容や応募にかかる情報を入手し、各病院に対し、情報提供や手続要件にかかる助言を行うとともに、競争的研究費獲得額を設けることによって、競争的研究費獲得のインセンティブが働き、獲得金額が17年度に比べて大幅に増加している。

(平成17年度)	
・厚生労働科学研究費	8億4,190万円 → 15億7,280万円 (17年度対4.6.5%増加)
・文部科学研究費	1億9,798万円 → 1億6,346万円 (17年度対2.1.1%減少)
・その他の競争的資金 (合計)	4億6,661万円 → 6億3,713万円 (17年度対2.6.8%増加)
	15億0,649万円 → 23億7,339万円 (17年度対3.6.5%増加)
2. 治験ネットワークの活用
146病院にわたる治験ネットワークを活用し、受託研究件数を増加させることで受託研究費の獲得を増やすとともに、
実施症例数の増加に努め、治験の質の向上を図った。
 - (1) 受託研究実績
約47億8,900万円(H17'実績約44億200万円、H17'比+8.8%)
 - (2) 治験実施症例数
4,624件(H17'実績4,173件、H17'比+10.8%)

中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画			平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績														
② 教育研修事業		② 教育研修事業			② 教育研修事業														
		<p>看護師等養成所の入学金及び授業料等について、その適正化に努め、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、授業料等の改定及び費用の縮減を図り、教育研修事業における収支率を20%以上改善する。</p> <p>○看護師、助産師、視能訓練士 検定料 20,000円(20,000円) 入学金 180,000円(180,000円) 授業料 320,000円(280,000円)</p> <p>○理学療法士、作業療法士 検定料 26,000円(26,000円) 入学金 310,000円(238,000円) 授業料 557,000円(420,000円)</p> <p>(※カッコ内は平成17年度単価)</p>	<p>看護師等養成所の入学金及び授業料等について改定する。 平成18年度からでは、民間に水準を考慮の上、その適正化に努め、平成15年度とし、中期目標の期間中に、授業料等の改定及び費用の縮減を図り、教育研修事業における収支率を20%以上改善する。</p> <p>○看護師、助産師、視能訓練士 検定料 20,000円(20,000円) 入学金 180,000円(180,000円) 授業料 320,000円(280,000円)</p> <p>○理学療法士、作業療法士 検定料 26,000円(26,000円) 入学金 310,000円(238,000円) 授業料 557,000円(420,000円)</p> <p>(※カッコ内は平成17年度単価)</p>	<p>1. 平成18年度における看護師等養成所の入学金及び授業料について改定する。 看護師等養成所の入学金及び授業料を各事業として改定事業にて以下を下限として改定事業とし、教育研修事業との収支率を平成17年度と比べて改善させる。</p> <p>○看護師、助産師、視能訓練士 検定料 20,000円(20,000円) 入学金 180,000円(180,000円) 授業料 320,000円(280,000円)</p> <p>○理学療法士、作業療法士 検定料 26,000円(26,000円) 入学金 310,000円(238,000円) 授業料 557,000円(420,000円)</p> <p>※1 カッコ内は平成17年度単価 ※2 平成16年当時の私立平均授業料 看護師：425,774円 理学・作業療法士：830,375円</p>	<p>1. 平成18年度における看護師等養成所の入学金及び授業料については、以下の金額を下限とする改定を行った。</p> <p>(1) 看護師、助産師、視能訓練士 検定料 20,000円(20,000円) 入学金 180,000円(180,000円) 授業料 320,000円(280,000円)</p> <p>(2) 理学療法士、作業療法士 検定料 26,000円(26,000円) 入学金 310,000円(238,000円) 授業料 557,000円(420,000円)</p> <p>※1 カッコ内は平成17年度単価 ※2 平成16年当時の私立平均授業料 看護師：425,774円 理学・作業療法士：830,375円</p>	<p>2. 教育研修事業の収支率の改善 教育研修事業について、授業料等の改定、効率的な運営を行うことにより収支率を17年度比で3.3ポイント増、15年度比で29.1ポイント増の改善となつた。</p> <table> <tr> <td>平成18年度</td> <td>収支率56.5%</td> <td>(対15年度比 29.1ポイント増)</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>収支率53.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>収支率48.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>収支率27.4%</td> <td></td> </tr> </table>	平成18年度	収支率56.5%	(対15年度比 29.1ポイント増)	平成17年度	収支率53.2%		平成16年度	収支率48.1%		平成15年度	収支率27.4%		<p>【説明資料】 資料70：看護師等養成所の授業料等の適正化〔314頁〕</p>
平成18年度	収支率56.5%	(対15年度比 29.1ポイント増)																	
平成17年度	収支率53.2%																		
平成16年度	収支率48.1%																		
平成15年度	収支率27.4%																		

評価の視点	自己評定		評定 A	
	A	A	評定	A
<p>・診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用削減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させているか。</p> <p>・臨床研究事業については、外部との競争的研究費の獲得等に努め、研究の推進と効率化に取り組んでいるか。</p> <p>・教育研修事業については、授業料等の改定及び費用の縮減を図り、教育研修事業における収支率を中期計画に掲げる目標値の達成に向けて改善させているか。</p>	<p>(臨床研究事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17年度に引き続き、本部が窓口となって競争的研究費の情報を提供するなど、前年度に比べ大幅に増加した。 (平成18年度獲得金額23億7339万円(対前年度36.5%増)) <p>(教育研修事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研修事業について、授業料等の改定、効率的な運営により収支率3.3%の改善を図った。 	<p>(項目全体にわたる意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の改善と判断する。 ・競争的研究費獲得で努力が実績等の増加は評価できる。 ・競争的研究費獲得の増加は評価できる。 ・競争的研究費獲得の増加は評価できる。 ・臨床研究事業について、競争的研究費獲得の大幅に増加した。 ・臨床研究事業の収支率の改善も結果を出している。 ・教育研修事業についても収支率の改善に努めており、15年度比20%以下の中長期計画の数値目標に対して29.1%と上回っている。 ・看護師等養成所の入学会員や受講料の値上げは問題ないのか、 ・研究に夢を抱く医師をこれからも支援していただきたいと思う。 		

中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画			平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績		
(5) 財務会計システムの導入等IT化の推進		(5) 財務会計システムの導入等IT化の推進			(5) 財務会計システムの導入等IT化の推進		
<p>会計処理に伴う新たな会計原則への移行に伴う新たな会計原則へ適切に対応するため、各病院の財務分析を行うなど、業務の効率的な運営に努めること。</p> <p>会計処理による上位基準の取扱い、各病院の財務分析を行うとともに、各病院の経営状況の比較等による経営改善を進めること。</p>		<p>会計処理に伴う新たな会計原則へ適切に対応するため、各病院の財務分析を行うとともに、各病院の経営状況の比較等による経営改善を進めること。</p> <p>会計処理による上位基準の取扱い、各病院の財務分析を行うとともに、各病院の経営状況の比較等による経営改善を進めること。</p>			<p>会計処理による上位基準の取扱い、各病院の財務分析を行うとともに、各病院の経営状況の比較等による経営改善を進めること。</p> <p>会計処理による上位基準の取扱い、各病院の財務分析を行うとともに、各病院の経営状況の比較等による経営改善を進めること。</p>		

(5) 財務会計システムの導入等IT化の推進

企業会計原則へ移行に伴う新たな会計原則へ適切に対応するため、各病院の財務分析を行うなど、業務の効率的な運営に努めること。

会計処理による上位基準の取扱い、各病院の財務分析を行うとともに、各病院の経営状況の比較等による経営改善を進めること。

(5) 財務会計システムの導入等IT化の推進

企業会計原則に基づく事務処理と月次・年次の決算処理と月次・年次の財務諸表を作成を行うシステムであり、これにより作成された財務諸表を分析することにより、早期な経営状況の把握が行える。契約事務の適正化の取組みとして、四半期毎の契約審査委員会において、業者との取引状況(急増急減等)を点検するため、取引先別の各月の取引高の一覧を作成する機能を追加し、また、減損会計への対応などを随時システムの改修を行った。

2. 経営分析システム（部門別決算等）

財務会計システムは、企業会計原則に基づく事務処理と月次・年次の決算処理と月次・年次の財務諸表を作成するため、各病院の経営状況の分析を行う。また、各病院は、月次で部門別の決算を行い、毎月の財務状況を把握するとともに、毎翌月25日頃に財務状況に対する評価会を開催し、その経営状況の分析を行って、問題点に対する改善を行いう。

3. 評価会

- (1) 評価会の概要
- すべての病院において毎月の25日を目途として、前月の月次決算状況における経営状況の分析を行うため「評価会を開催している。月次決算により当該月の患者数や収支状況等を基に「平均在院日数」、「患者1人1日当取支」、「新患率」、「入件費率」、「料金収率」、「患者紹介率」等の分析を行い、「平均在院日数縮減のための院内ヒアリングの実施」、「患者数確保のための具体的な方策」等、早い段階で問題点に対する対応策の検討及び実施を行っていることによる問題点の把握を行い、経営改善のための参考資料として活用している。
- なお、部門別決算においては、費用の各部門への配分方法等の精度向上に努めたところであるが、今後も更なる精度向上に努める。

- (2) 各病院で実施された経営改善の具体策と効果等
- ・平均在院日数の縮減等による上位基準の取得 →上位基準取得病院数：入院基本料
　　→ 入院基本料等加算
　　→ 特定入院料
　　→ 特別診療料
　　※病院数は、加算等の種類ごとにカウントしているため重複する)

- ・督促の強化や退院時精算の徹底等による医業未収金（患者自己負担分）の改善
- ・適正な在庫管理 →前年度債権：16年度回収率79.3%→17年度回収率81.7%→18年度回収率83.0%
- ・病診連携による地域医療の充実を図った。

- ・病診連携による後方支援病院としての紹介率の安定化 →患者紹介率（年間平均）：16年度40.5%→17年度42.7%→18年度47.4%
- 逆紹介率（年間平均）：16年度28.7%→17年度33.2%→18年度32.2%
- ・地域住民を交えた講演会や各種研修会（生活習慣病・成人病・認知症などの予防教室や市民公開講座等）の開催

【説明資料】
 資料71：部門別決算の概要〔316頁〕
 資料72：施設基準上位基準の取得状況〔318頁〕

中 期 目 標		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績	
(6) 業務・システム最適化	(6) 業務・システム最適化	(6) 業務・システム最適化 国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおける、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。 このため、上記システムに年度別実施し、これらを踏まえ平成19年度中に業務・システムの最適化計画を策定し、公表すること。 新規性調査等を平成18年度中に実施し、公表する。さらに、平成20年度より最適化に着手すること。	(6) 業務・システム最適化 国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおける、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。 このため、上記システムに年度別実施し、これらを踏まえ平成19年度中に業務・システムの最適化計画を策定し、公表すること。	(6) 業務・システム最適化 1. CIOの設置 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月19日)に基づき、独立行政法人における業務システムの最適化を実現するため、業務全般における業務・システムの監査等を円滑に行うため、情報システム等に関する監査、最適化計画の策定、情報システムの調達等を検討した。情報化統括責任者(CIO)補佐官(2名)も併せて設置した。 情報化統括責任者(CIO)や情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心には次期ネットワークシステム構築の方針を検討し結果、導入に向け、仕様書を作成した。(平成19年度調達予定)	(6) 業務・システム最適化 1. CIOの設置 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月19日)に基づき、独立行政法人における業務システムの最適化を実現するため、業務全般における業務・システムの監査等を円滑に行うため、情報システム等に関する監査、最適化計画の策定、情報システムの調達等を検討した。情報化統括責任者(CIO)補佐官(2名)も併せて設置した。 情報化統括責任者(CIO)や情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心には次期ネットワークシステム構築の方針を検討し結果、導入に向け、仕様書を作成した。(平成19年度調達予定)
(6) 業務・システム最適化	(6) 業務・システム最適化 国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおける、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ること。 このため、上記システムに年度別実施し、これらを踏まえ平成19年度中に業務・システムの最適化計画を策定し、公表すること。 新規性調査等を平成18年度中に実施し、公表する。さらに、平成20年度より最適化に着手すること。	(6) 業務・システム最適化 1. CIOの設置 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月19日)に基づき、独立行政法人における業務システムの最適化を実現するため、業務全般における業務・システムの監査等を円滑に行うため、情報システム等に関する監査、最適化計画の策定、情報システムの調達等を検討した。情報化統括責任者(CIO)補佐官(2名)も併せて設置した。 情報化統括責任者(CIO)や情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心には次期ネットワークシステム構築の方針を検討し結果、導入に向け、仕様書を作成した。(平成19年度調達予定)	(6) 業務・システム最適化 1. CIOの設置 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月19日)に基づき、独立行政法人における業務システムの最適化を実現するため、業務全般における業務・システムの監査等を円滑に行うため、情報システム等に関する監査、最適化計画の策定、情報システムの調達等を検討した。情報化統括責任者(CIO)補佐官(2名)も併せて設置した。 情報化統括責任者(CIO)や情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心には次期ネットワークシステム構築の方針を検討し結果、導入に向け、仕様書を作成した。(平成19年度調達予定)	(6) 業務・システム最適化 1. CIOの設置 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月19日)に基づき、独立行政法人における業務システムの最適化を実現するため、業務全般における業務・システムの監査等を円滑に行うため、情報システム等に関する監査、最適化計画の策定、情報システムの調達等を検討した。情報化統括責任者(CIO)補佐官(2名)も併せて設置した。 情報化統括責任者(CIO)や情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心には次期ネットワークシステム構築の方針を検討し結果、導入に向け、仕様書を作成した。(平成19年度調達予定)	(6) 業務・システム最適化 1. CIOの設置 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月19日)に基づき、独立行政法人における業務システムの最適化を実現するため、業務全般における業務・システムの監査等を円滑に行うため、情報システム等に関する監査、最適化計画の策定、情報システムの調達等を検討した。情報化統括責任者(CIO)補佐官(2名)も併せて設置した。 情報化統括責任者(CIO)や情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心には次期ネットワークシステム構築の方針を検討し結果、導入に向け、仕様書を作成した。(平成19年度調達予定)

【監査・調査概要】

- HOSNet全体のシステム構成の見直し・データの一元化によりサーバーを集約することができ、約170台の削減が可能となる。
- 組織としての情報システムに係る取組み・システムの統合を行って、ハードウェア・ソフトウェアの保守費用の削減が可能となる。
- ネットワークの見直し・一括調達を行うことで調達コストの低減が見込まれる。
- 回線帯域の増強を行うことで、システム利用時のレスポンスが向上し、業務効率の向上が見込まれる。
- 保守運用の見直し・運用監視時間帯の見直しを図ることで費用の削減が見込まれる。
- 組織としての情報システムに係る取組み・セキュリティポリシーの策定が必要である。
- ・システム利用者への研修・教育の充実が必要である。

これらを踏まえ、平成19年度中に業務・システム最適化計画を策定する予定である。

【説明資料】
資料73：国立病院機構IT化推進委員会と専門作業部会〔322頁〕

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>会計処理に必要なすべての病院共通の財務会計システムを導入し、部門別決算や月次決算を利用しているか。</p> <p>各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析することにより、経営改善に取り組んでいるか。</p> <p>業務・システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコスト削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。</p> <p>業務・システムの監査及び刷新可能な性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムによる最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p>	<p>(財務会計システム) ・契約事務の適性化の取組みとして、業者との取引状況（急増急減等）を点検するため、毎月の取引高の一覧を作成する機能を新たに追加し、内部検査を行った。</p> <p>・各病院で開催されたデータについて、精度が向上され蓄積されてきたデータにより、各病院で開催される評価会では、かなり高い精度での経営状況の把握・分析・対応等を迅速に行うことができる、経営改善を進めたことが出来た。 具体的には、 ・平均在院日数の縮減による上位基準の取得 ・督修の強化による医業未収金の改善 ・地域医療による紹介率や逆紹介率の改善 ・適正な在庫管理 などである。</p> <p>(業務・システム最適化) ・業務・システムによる最適化計画を踏まえ、平成19年度までに業務・システムによる最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p>	<p>(項目全体にわたる意見) ・通常の改善と判断する。 ・財務会計システムの導入等のIT化の推進、さらには業務・システム最適化に關しての着実な努力が進められているが、なお、努力を続けていくことが望まれる。 ・情報を基づいた経営改善の成果は高く評価できる。 ・システム基盤開発やネットワーク化による次なる成果に期待する。 ・財務会計システムによる月次決算に基づき、すべての病院で評議会を開催し、経営改善に具体的に取り組み、様々な成果をあげるほど有効に利用している。</p> <p>(財務会計システムの導入等IT化の推進) ・財務会計システムは有効に機能していると考えられる。 ・オンライン化に向けた取組について期待する。 ・データ精度の向上は評価できる。</p> <p>(業務・システム最適化) ・システム最適化の努力を評価する。 ・業務・システム最適化について、CIO及びCIO補佐官の設置、次期ネットワークシステム構成合意情報ネットワークシステム(HOSPNet)における業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を行った。</p> <p>(業務・システム最適化) ・平成18年度は、徹底した業務改革を断行し、システムコスト削減、システム最適化の確保及び業務運営の合理化を実現するため、システム調達における透明性の確保(CIO)補佐官を中心とした仕様書の作成など検討を進めている。 ・立病院機構総合情報ネットワークシステム(HOSPNet)における業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を行った。</p> <p>この監査及び調査を踏まえ、平成19年度中に業務・システム最適化計画を策定し、公表する予定である。</p> <p>特にネットワーク(通信回線部分)に関しては、現状分析を情報化統括責任者(CIO)や情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心進め、次期ネットワークシステム構築のあり方を検討した。</p> <p>その結果、病院における通信回線1.2.8Mbpsの規模を約100倍にした光ファイバー10Mbpsの導入に向け、HOSPNetにおけるハードウェア・ソフトウェアとは切り離して先行して調達手続を開始した。</p>		

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績	
第 4 財務内容の改善に関する事項		第 3 予算、収支計画及び資金計画		第 3 予算、収支計画及び資金計画		第 3 予算、収支計画及び資金計画	
1 経営の改善	「第 3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に記載した中期目標を達成するため、中期目標による運営を実施することにより、中期目標の改善を図る期末の財務内容の改善を図ること。	1 経営の改善	中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%以上とするこどを目指す。	平成18年度の予定損益計算において、経常収支率を101.8%とする。	1. 3期連続の経常収支黒字平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得、新規患者の増加等の経営改善に向けた努力を行つた。診療報酬改定による大幅な減収が見込まれたもののに、医療収益は前年度と比べ約4億円の減少にとどまり、費用の縮減等に努めしたことにより経常収支1,2,4,07百万円、経常収支率101.6%の黒字となつた。 その結果、平成16年度の経常収支1,96百万円、平成17年度の経常収支3,564百万円の黒字に対し、3期連続で黒字となるとともに昨年の経常収支を上回り大幅に経営改善された。 また、平成16年度決算において77病院であった赤字病院(再編設置を除く)については、65病院(△11)に減少し、赤字額についても258億円から188億円(△70億円)となり大幅に改善された。	1 経営の改善	1 経営の改善
1 経営の改善	「第 2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項による実施することにより、中期目標の改善を図る期末の財務内容の改善を図ること。	1 経営の改善	中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%程度とすること。	平成16年度の総収支1,561百万円の赤字に対して、2年目は平成17年度では、純利益327百万円の黒字となりました。平成18年度では、純利益8,975百万円の黒字となりました。	1. 3期連続の経常収支黒字平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得、新規患者の増加等の経営改善に向けた努力を行つた。診療報酬改定による大幅な減収が見込まれたもののに、医療収益は前年度と比べ約4億円の減少にとどまり、費用の縮減等に努めしたことにより経常収支1,2,4,07百万円、経常収支率101.6%の黒字となつた。 その結果、平成16年度の経常収支1,96百万円、平成17年度の経常収支3,564百万円の黒字に対し、3期連続で黒字となるとともに昨年の経常収支を上回り大幅に経営改善された。 また、平成16年度決算において77病院であった赤字病院(再編設置を除く)については、65病院(△11)に減少し、赤字額についても258億円から188億円(△70億円)となり大幅に改善された。	2. 総収支の黒字化	2. 総収支の黒字化
1 経営の改善	「第 2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項による実施することにより、中期目標の改善を図る期末の財務内容の改善を図ること。	1 経営の改善	中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%程度とすること。	平成17年度の総収支1,741百万円の黒字となりました。平成18年度では、純利益8,741百万円を利益剰余金として積み立てました上で、7,741百万円を利益剰余金として積み立てました。	3. 医業未収金の解消	3. 医業未収金の解消	3. 医業未収金の解消
1 経営の改善	「第 2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項による実施することにより、中期目標の改善を図る期末の財務内容の改善を図ること。	1 経営の改善	中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%程度とするこどを目指す。	平成18年度の未収金残高(不良債権相当分)は、未収金債権4,642百万円、破産更生債権2,731百万円、医業未収金1,911百万円です。	※医業未収金残高(不良債権相当分)	平成17年度の未収金残高(不良債権相当分)は、未収金債権4,642百万円、破産更生債権2,731百万円、医業未収金1,929百万円です。	4. 経営指導の実施
1 経営の改善	「第 2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項による実施することにより、中期目標の改善を図る期末の財務内容の改善を図ること。	1 経営の改善	中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%程度とするこどを目指す。	平成18年度の医業収益は、平成18年1月末現在1,252,113百万円(16.4~18.1)、平成19年1月末現在1,281,567百万円(17.4~19.1)です。	※医業収益に対する医業未収金の割合	平成17年度の医業収益は、平成18年1月末現在4,642百万円(△2百万円)、平成19年1月末現在2,711百万円(△18百万円)です。	4. 経営指導の実施
1 経営の改善	「第 2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項による実施することにより、中期目標の改善を図る期末の財務内容の改善を図ること。	1 経営の改善	中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%程度とするこどを目指す。	平成18年度の医業未収金は、平成18年1月末現在4,642百万円(△2百万円)、平成19年1月末現在2,711百万円(△18百万円)です。	※医業未収金割合	平成17年度の医業未収金は、平成18年1月末現在4,642百万円(△2百万円)、平成19年1月末現在2,711百万円(△18百万円)です。	4. 経営指導の実施

【説明資料】
 資料 74：経営の改善 [324 頁]
 資料 75：平成18年度医業未収金に係る法的措置等実施状況 [280 頁]
 資料 61：平成18年度経営指導の実施について [336 頁]

平成17年度決算における赤字病院のうち、平成18年度計画において実地経営指導を行つた。
また、各病院の状況により、結核病床のユニット化や病床種別変更の検討、地域医療連携室の強化や業務の見直し、各指導科の算定状況の確認などの指導を行うことにより経営の改善を図った。

評価の視点	自己評定	S	評定	S
中期計画で掲げた経常収支率に係る目標値の達成に向けて取組み、着実に進展しているか。	<p>(経営の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬上位基準の取得など経営改善に向けた経営の努力を行い、3期連続の黒字(経常収支率101.6%)となり、中期計画で掲げた目標に向けて着実に進展が図られた。 平成18年度 経常収支+124億円、経常利益124億円を計上した。 総収支についても昨年を大きく上回り2期連続で純利益を出し、通期の利益剰余金77億円を計上した。 個々の病院毎では、赤字病院数が減少(△11病院)することともに赤字額(△70億円)が減少し、大幅な収支改善がされた。 <p>(項目全体にわたる意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃即前利益は、平成17年度より減少している。 ・賃余金を計上できたのは評価されるが、医療機器への投資も必要である。 ・18年度の診療報酬マイナス改定の中で、今期の経常収支黒字は高く評価できる。 ・18年度の診療報酬マイナス改定の中で、経常利益124億円を確保できることは積極的に評価できる。 ・診療報酬マイナス改定の厳しい条件下で目標を達成したこととは高く評価できる。 ・ただしどうしても、減価償却の減が寄与していることも事実であり、今後の投資計画のある方方が間われる。 ・診療報酬改定による大幅な減収の中、上位基準の取得、新規患者の増等様々な経営改善によって組み、減価償却費の大額な減少もあるが、3年連続経常収支の黒字を達成したこととは、大いに評価したい。 ・総収支についても、昨年度の3億円を大幅に上回る90億円の当期黒字を計上し、繰越次損金を解消したことは評価できる。 ・18年度は減価償却費の大幅減という一過性の要素によるものであり、今後の更なる、相当なる努力が望まれる。 ・赤字病院が減少したことは評価できる。 ・経営改善と、総収支2期連続純利益を計上していることは評価できる。 			

中期目標		中期計画		平成18年度計画		平成18年度の業務の実績	
第4 短期借入金の限度額		第4 短期借入金の限度額		第4 短期借入金の限度額		第4 短期借入金の限度額	
1 限度額 110,000百万円 2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の養生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応							
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画		第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画		第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画		第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	
なし		なし		なし		なし	
第6 剰余金の使途		第6 剰余金の使途		第6 剰余金の使途		第6 剰余金の使途	
決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）に充てる。		決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）に充てる。		決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）に充てる。		決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）に充てる。	

評価の視点	自己評定	S	評定	S
<p>・投資を抑制的に行い、固定負債の減少を図っているのか。 また、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金等の償還実績等や一定の自己資金等を含め、基本的な考え方等は整備されているか。</p> <p>・収支計画及び資金計画について、計画と実績とを比較して乖離がある場合、その理由は合理的なものか。</p> <p>・短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。</p>	<p>(固定負債割合の改善)</p> <p>・中期目標を上回る整備を確保しつつ、固定負債は対前年度4.1%、298億円の減少（平成17年度は2.4%、176億円減）を図った。</p> <p>・投資に当たっては、各病院で投資効果及び償還実性等の検証を行うとともに、本部備内容を確保し、民間と民間との投資水準となるよう十分に審査を実施し、また、固定負債を減少させるため、次の取組みを行った。</p> <p>(1)一括発注、設計の標準化等により建築単価等の削減 (2)投資への内部資金（病院の自己資金、預託金等）の活用 (3)償還期間、据置期間の短縮</p> <p>(短期借入金)</p> <p>・計画的な資金運用を行い、短期借入金を必要としなかった。</p> <p>(剩余金の用途)</p> <p>・平成18年度決算において約90億円の剩余金を生じさせ、期首終12億円あつた繰越欠損金を解消することができた。</p> <p>・借入金の元利償還を行っているか。</p> <p>・約定に従い、償還を確實に行つた。</p>	<p>(項目全体にわたる意見)</p> <p>・通常の改善と判断する。</p> <p>・医療収入の鉱化は、診療報酬マイナス改定の中ではやむを得ない、建築の単価の見直し、医療機器整備などの着実な努力が実っており、短期借入金がないことも評価できる。</p> <p>・重要な財産の譲渡は妥当か。</p> <p>・當年について見れば、目標を達成し結果を出したことは高く評価される。</p> <p>・前項と同じく、今後の投資のあり方を見わける。</p> <p>・建築コストを削減し、(住民)民間に並ぶ価格としたことはすばらしい。</p> <p>・建築単価等の削減、内部資金を活用した償付制度、投資の回収や効果についての十分な検討などにより、病院の機能維持に必要な投資を行いつつ、固定負債の着実な減少に努めている。</p> <p>(固定負債割合の改善)</p> <p>・固定負債割合は順当に推移している。</p> <p>・固定負債割合の着実な改善がみられた。</p> <p>(機構が継承する債務の償還)</p> <p>・債務については、約定に従い確實に償還している。</p> <p>(短期借入金の限度額)</p> <p>・短期借入金がないことは評価できる。</p> <p>・短期借入の実施をしなかつたことは評価できる。</p> <p>(剩余金の用途)</p> <p>・期余金77億円。</p>		

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績			
<p>6. 看護師確保対策の推進</p> <p>「国立病院機構における看護師確保に関する検討委員会」で検討した看護師長の配置、全病院統一の研修ガイドラインの運用開始、副看護師長の配置増、教育担当看護師の配置等による実習指導者講習会の開催、奨学生制度の運用開始等の具体的な取組を行った。</p> <p>【附属看護師養成所卒業生の国立病院機構病院への就職率】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年度 58.7%</td> <td>→ 平成18年度 65.2%</td> </tr> </table> <p>また、急性期医療を提供している病院と慢性期医療を提供している病院に勤務している看護師とが病院間交流研修を行い、実際の現場で体験し学ぶことにより、看護師確保困難病院が担つている政策医療分野の看護等についても興味を持たせ、病院間異動を推進し職員のキャリア形成及び組織活性化のための素地を創るための取組を行った。</p>		平成17年度 58.7%	→ 平成18年度 65.2%						
平成17年度 58.7%	→ 平成18年度 65.2%								

7. 障害者雇用に対する取組み

障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく法定雇用率(常用労働者に対して2・1%)を達成すべく、委託範囲や、業務分担の見直し等により障害者の雇用に努めた結果、18年度に199人を採用し、18年度末に565人(1.68%)となり、19年6月1日には法定雇用率を達成した。

【説明資料】

- 資料76：療養介助臠配置病院 [338 頁]
- 資料23：長期療養患者のQOLの向上等 [105 頁]
- 資料77：研修実施状況 [340 頁]
- 資料51：国立病院機構における看護師確保に関する検討委員会報告書概要 [233 頁]

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 1 8 年 度 計 画		平 成 1 8 年 度 の 業 務 の 実 績																				
② 人員に係る指標		② 人員に係る指標		② 人員に係る指標		② 人員に係る指標																				
<p>② 人員に係る指標</p> <p>国立病院機構の平成16年度期首における常勤職員数を46,607人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するため、委嘱が見込まれるものであり、中期目標の期間中においては、適正な人員配置等により人件費率等の抑制に努める。</p> <p>特に、技能職については、中期目標の期間中714人（※）の純減を図る。</p> <p>※ 平成15年度の技能職員定員 数の2割相当</p>		<p>② 人員に係る指標</p> <p>技能職について、平成18年度において、143人の純減を図る。</p> <p>〔※中期計画 $\Delta 714 \div 5 = 142.8$〕</p>		<p>② 人員に係る指標</p> <p>技能職の削減（再掲）</p> <p>技能職においては、平成18年度において143人を削減する計画のところ、これを大幅に上回る236人の純減を図った。</p>		<p>1. 技能職の削減（再掲）</p> <table> <thead> <tr> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純減数258人</td> <td>純減数211人</td> <td>純減率7.2%</td> </tr> <tr> <td>純減数211人</td> <td>純減数236人</td> <td>純減率5.9%</td> </tr> <tr> <td>純減数236人</td> <td>純減数705人</td> <td>純減率6.6%</td> </tr> <tr> <td>純減数705人</td> <td>純減率19.7%</td> <td>純減率19.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>計</p>						平成16年度	平成17年度	平成18年度	純減数258人	純減数211人	純減率7.2%	純減数211人	純減数236人	純減率5.9%	純減数236人	純減数705人	純減率6.6%	純減数705人	純減率19.7%	純減率19.7%
平成16年度	平成17年度	平成18年度																								
純減数258人	純減数211人	純減率7.2%																								
純減数211人	純減数236人	純減率5.9%																								
純減数236人	純減数705人	純減率6.6%																								
純減数705人	純減率19.7%	純減率19.7%																								
<p>(参考)</p> <p>中期目標の期間中の人件費総額見込み 1,635,095百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>																										

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>・良質な医療を効率的に提供するために、医師、看護師等の医療従事者を適切に配置しているか。</p> <p>また、適正な人員配置等により人件費等の抑制に努めているか。</p> <p>・技能職種については、業務の簡素化・迅速化、アウトソーシング等による効率化を図り、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取組み、着実に進展しているか。</p> <p>・良質な人材の確保、育成・能力開発、人事評価等について、適切に行なうようシステムの確立を図っているか。</p>	<p>(医師確保対策)</p> <p>・医師確保のための当面の緊急対策を講ずる観点から、医師緊急保育対策プロセクトチームを設置し、標榜病院への緊急医師派遣等の緊急医師確保対策について報告書をとりまとめ、新たに、医師が医療法標準を欠いている病院、特に、「医療法標準の70%以下」の病院等に対して、プロックを越えて全国から医師を派遣する「緊急医師派遣制度」を創設し、標榜病院に対して全国から医師を派遣した。</p> <p>(看護師確保対策)</p> <p>・看護師確保の具体的な対策を検討するため委員会で検討した看護師確保を推進していくための具体的な対策を順次実施し、看護師確保に努めた。</p> <p>(障害者雇用)</p> <p>・障害者雇用については、平成18年度中に行った委託範囲や業務分担の見直し等による雇用促進の取り組みにより、平成19年6月1日現在において、障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき民営法定雇用率1.8%より高い、法定雇用率2.1%を達成した。</p>	<p>(項目全体にわたる意見)</p> <p>・通常の改善と判断する。</p> <p>(医師確保対策の推進)</p> <p>・シニアフロントティア制度の創設は評価できる。また医師確保の緊急措置も評価できる。</p> <p>・シニアフロントティア制度は名称がすばらしい。</p> <p>・医師確保について、努力は認められるが、医師養成の構造的問題が背景にあることはいえ、期待に添えなかつた感は否めない。「緊急医師派遣制度」は、單なる数合わせではないか。地域の患者にも失れだし、医師の反感にもしつかり耳を傾け再考していただきたい。</p> <p>・良質な医療を効率的に実施するために、医師確保対策としてプロジェクトチームを設置し、緊急医師確保の検討を進めている。また、プロジェクトを超えた緊急医師派遣制度を創設。標榜病院への医師派遣を行つた。</p> <p>・医師確保、看護師確保は、これから先も大変な課題になるであろうことを警えると重々感じる努力を期待したい。</p> <p>・医師確保のためには講じた対策は評価できるが、継続することの困難さも理解できる。今後、抜本的対策を政府や社会に訴える必要がある。</p> <p>(看護師確保対策の推進)</p> <p>・看護師確保についても着実に取り組んでいるが、特記すべきことはみられない。</p> <p>(障害者雇用の推進)</p> <p>・障害者雇用に対する取組の効果がでたことも評価できる。</p> <p>・障害者雇用の改善は大変な努力と思われる。</p> <p>・障害者雇用について、種々の努力により法定雇用率を達成したことは大きい。</p> <p>(その他)</p> <p>・3年の努力の後であるからこそ「総合すべき病院」について真剣に議論すべきではないか。</p>		